

◆ 第 1 部 ◆

出入国管理をめぐる近年の状況

第 1 章 外国人の入国・在留等の状況

第 1 節 外国人の出入国の状況

① 外国人の出入国者数の推移

(1) 外国人の入国

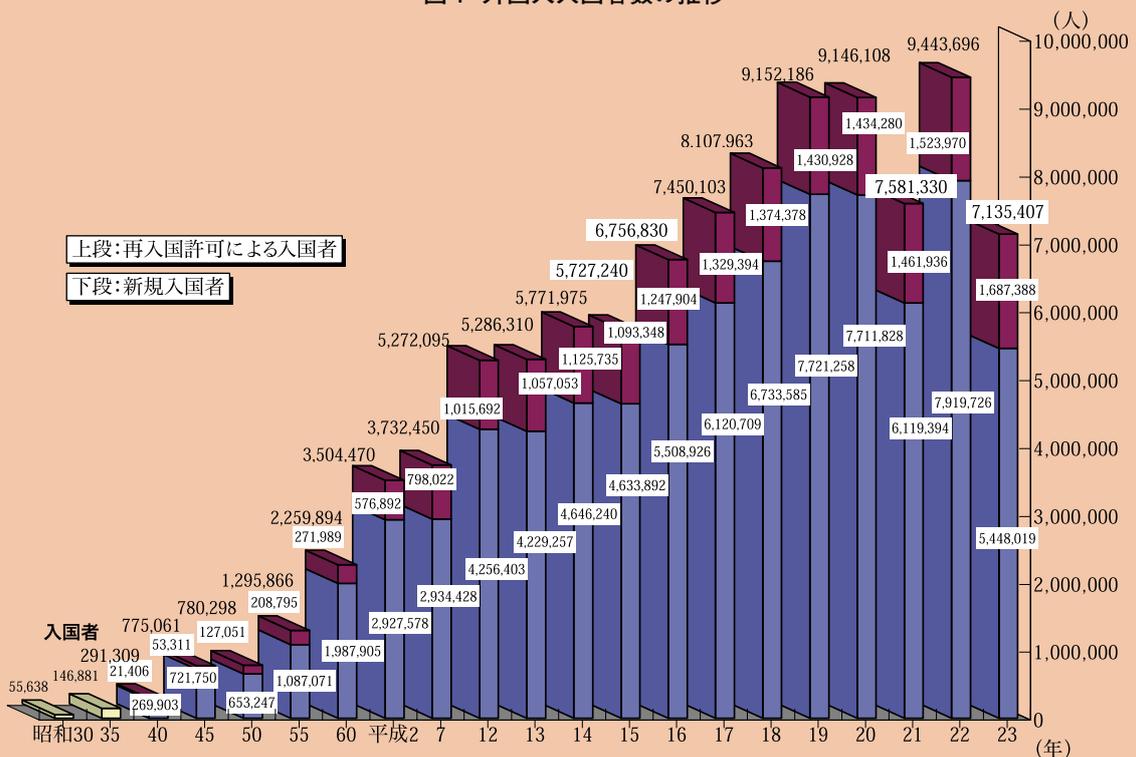
ア 入国者数

我が国への外国人入国者数は、出入国管理に関する統計を取り始めた昭和 25 年は約 1 万 8 千人とわずかであったが、27 年 4 月 28 日に「日本国との平和条約」（昭和 27 年条約第 5 号）が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて入国の許否を決することとなり、また、その後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備によって外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり、53 年には 100 万人、59 年には 200 万人、平成 2 年には 300 万人、8 年には 400 万人、12 年には 500 万人、19 年には 900 万人の大台をそれぞれ突破した。23 年は、22 年の 944 万 3,696 人と比べて 230 万 8,289 人（24.4%）減の 713 万 5,407 人と、大幅な減少となった。

平成 23 年における外国人入国者 713 万 5,407 人のうち「新規入国者」数は 544 万 8,019 人で、22 年の 791 万 9,726 人と比べて 247 万 1,707 人（31.2%）減少し、「再入国者」数は 168 万 7,388 人で、22 年の 152 万 3,970 人と比べて 16 万 3,418 人（10.7%）増加している。

新規入国者が大幅に減少したのは、東日本大震災及び福島第 1 原子力発電所の事故とともに長引く円高が要因と考えられる。また、再入国者が増加したのは、前記の事故等により再入国許可を受けて出国した外国人が、震災等による被災状況の沈静化に伴い再入国したことが要因と考えられる（図 1）。

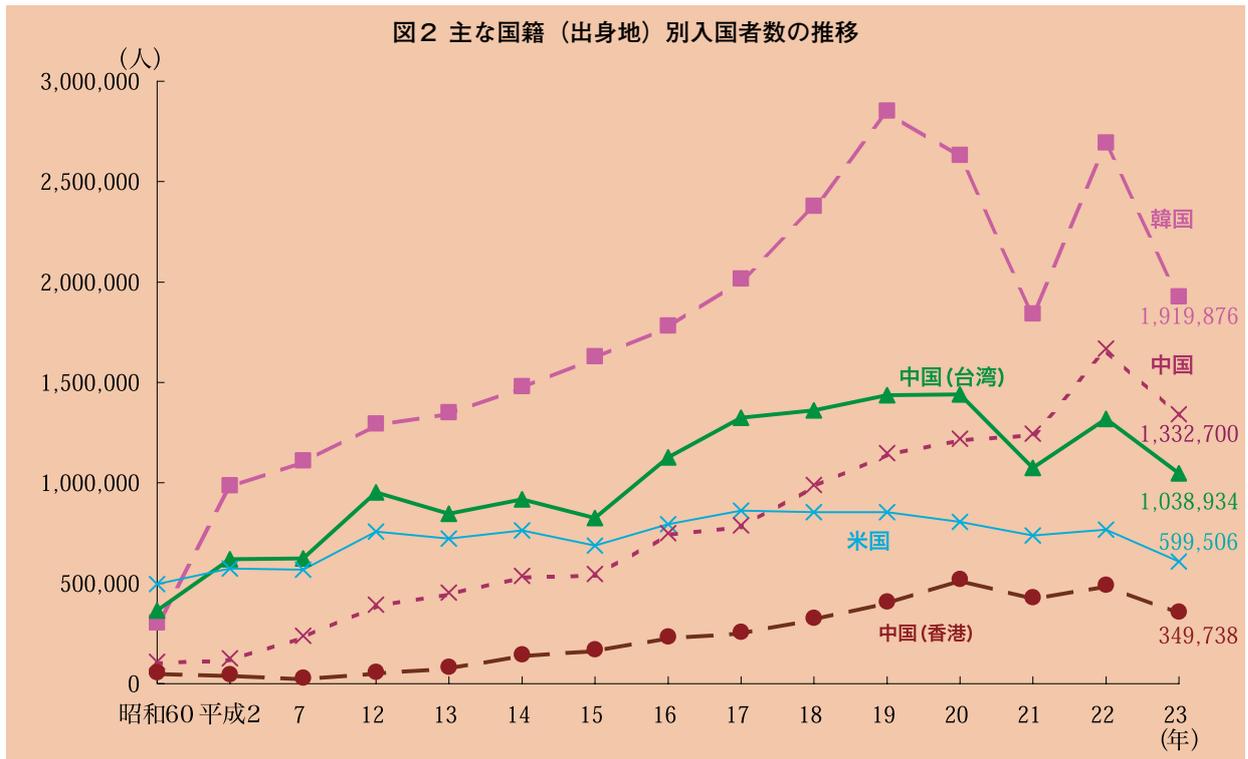
図 1 外国人入国者数の推移



※ 昭和30年及び35年は、入国者の内訳を算出していません。

イ 国籍（出身地）別

平成23年における外国人入国者数を国籍（出身地）別に見ると、韓国が191万9,876人と最も多く、入国者全体の26.9%を占めている。以下、中国、中国（台湾）、米国、中国（香港）、フィリピンの順となっている^(注)。このうち、近隣の国（地域）である韓国、中国、中国（台湾）の3か国（地域）で入国者数全体の60.1%と半数以上を占めており、また、上位5か国（地域）で全体の73.4%を占めている。このうち、韓国は昭和63年に米国を抜いて第一位となって以来その座にあり、海外渡航に係る規制緩和がなされ、韓国人で「短期滞在」を目的とする者に対して実施期間を限定しない査証免除措置が平成18年3月にとられたことなど、両国間の人々の交流拡大のための様々な施策が功を奏したものと考えられる。また、中国からの入国者数は査証発給の緩和措置がとられ日本への観光旅行が比較的容易となったことなどから年々増加しており、平成23年は22年と比べ減少したものの、3年連続で第二位の座にある（図2）。



上位5か国の国籍（出身地）について平成22年と23年で入国者数を比較すると、韓国が76万6,991人（28.5%）減少、中国が32万8,522人（19.8%）減少、中国（台湾）が27万2,118人（20.8%）減少、米国が15万9,705人（21.0%）減少、中国（香港）が13万3,862人（27.7%）減少となっている。

その他、フィリピンが7,282人（4.0%）減少、タイが6万9,074人（29.3%）減少、オーストラリアが6万2,864人（27.2%）減少、英国が4万3,388人（22.4%）減少となっている。

(注) 出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「中国（台湾）」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券（SAR（Special Administrative Region）旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国籍者を含む。）を「中国（香港）」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券（BNO（British National Overseas）旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年6月30日以前）に旧香港政庁発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国（香港）」と記載している。BNO旅券は更新発給が制限されており、順次SAR旅券に移行している。

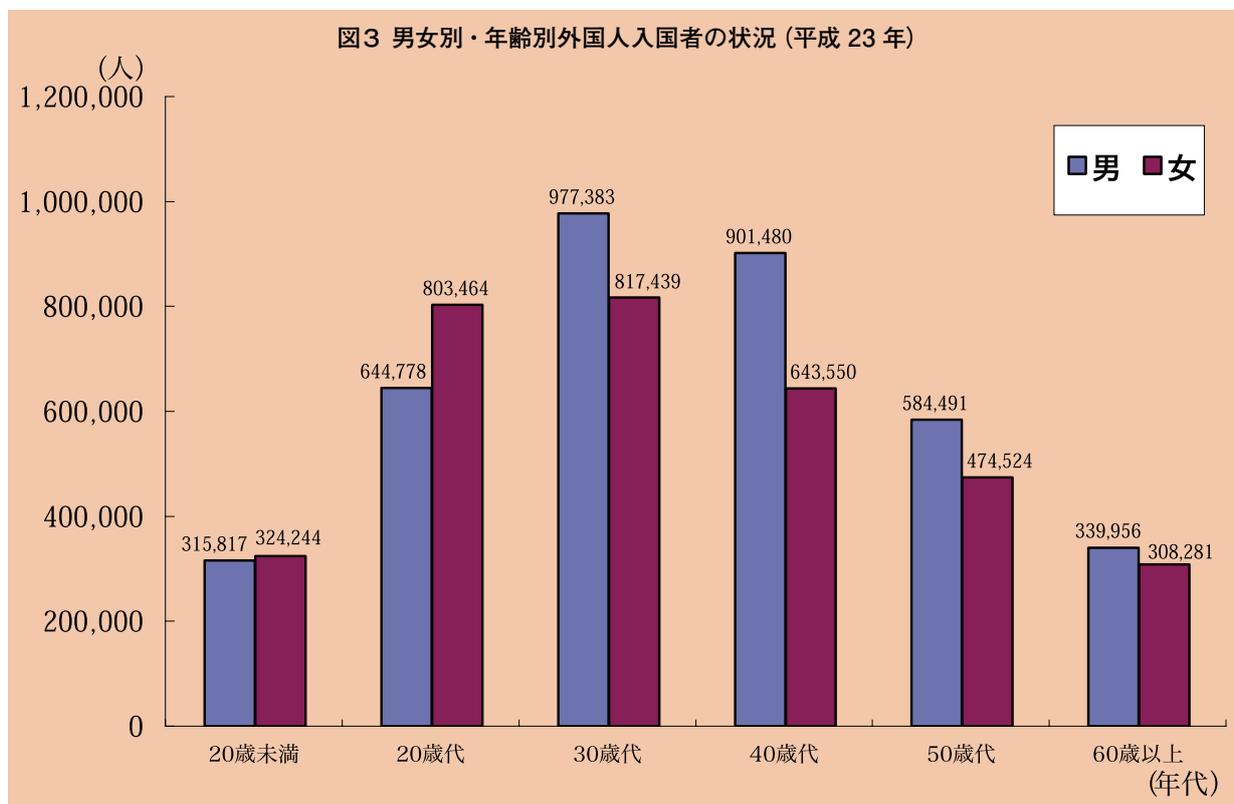
他方、外国人登録関係の統計においては、中国については出身地を区別せず「中国」と記載し、また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

なお、外国人登録者数の統計上、韓国人・朝鮮人については、「韓国・朝鮮」として一括集計している。

ウ 男女別・年齢別

平成 23 年における外国人入国者について男女別にその数を見ると、男性 376 万 3,905 人、女性は 337 万 1,502 人であり、男女比率は、男性が全体の 52.7%、女性が 47.3%となっており、若干男性が女性を上回っている。

次に、平成 23 年について年齢別に見ると、30 歳代が最も多く、入国者全体の 25.2%となっている。さらに、年齢別の男女構成比で見ると、30 歳代以上の年齢層では男性の比率が高く、20 歳代以下の年齢層では女性の比率が高いことが特徴的である（図 3）。



エ 入国目的（在留資格）別

平成 23 年の新規入国者数は 544 万 8,019 人で、これを入国目的（在留資格）別に見ると、在留資格「短期滞在」が 518 万 962 人で最も多く、新規入国者全体の 95.1%を占めており、次いで、「技能実習 1 号口」6 万 847 人（1.1%）、「留学」4 万 9,936 人（0.9%）、「興行」2 万 6,112 人（0.5%）の順となっている（表 1）。

表 1 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 19	20	21	22	23
総数		7,721,258	7,711,828	6,119,394	7,919,726	5,448,019
外交		9,205	12,029	10,183	11,167	9,678
公用		14,519	24,358	22,229	27,000	19,563
教授		2,365	2,456	2,639	2,639	2,420
芸術		239	222	226	256	221
宗教		985	828	771	713	737
報道		119	226	170	136	59
投資・経営		918	919	857	896	838
法律・会計業務		8	2	4	3	4
医療		6	1	6	2	7
研究		559	563	592	528	423
教育		2,951	2,930	2,499	2,339	2,540
技術		10,959	9,212	3,363	2,852	4,178
人文知識・国際業務		7,426	5,690	4,167	4,113	4,658
企業内転勤		7,170	7,307	5,245	5,826	5,348
興行		38,855	34,994	31,170	28,612	26,112
技能		5,315	6,799	5,384	3,588	4,178
技能実習 1 号イ					2,282	5,178
技能実習 1 号ロ					23,720	60,847
技能実習 2 号イ					-	-
技能実習 2 号ロ					-	227
文化活動		3,454	3,378	3,557	3,159	2,729
短期滞在		7,384,510	7,367,277	5,822,719	7,632,536	5,180,962
留学		47,939	58,116	66,149	63,478	49,936
研修		102,018	101,879	80,480	51,725	16,079
家族滞在		20,268	22,167	20,540	19,486	18,165
特定活動		8,009	8,413	9,863	11,972	12,954
日本人の配偶者等		24,421	19,975	14,951	11,452	10,766
永住者の配偶者等		1,710	1,964	1,684	1,068	1,392
定住者		27,326	20,123	9,946	8,178	7,811
一時庇護		4	-	-	-	9

(注 1) 平成 22 年 7 月 1 日から「就学」の在留資格が「留学」へ一本化されたことから、平成 19 年から同 22 年までの「留学」は、「留学」と「就学」を合算した数値である。

(注 2) 「技能実習 1 号イ」及び「技能実習 1 号ロ」は、平成 22 年 7 月 1 日からの人数。

(注 3) 「技能実習 2 号」の在留資格による新規入国は、上陸のための条件を定める入管法第 7 条第 1 項に適合しないため認められないものであるが、東日本大震災及び福島第 1 原子力発電所の事故を理由に、実習の途中で、再入国許可によらず出国した「技能実習 2 号」により在留していた外国人に対しては、その実習活動を継続させるため、平成 23 年 4 月から特別措置として、入管法第 12 条に定める上陸特別許可により入国を認めている。

この新規入国者数は、言わば、我が国における外国人の人の流れを示す「フロー」に当たるものであり、後記の外国人登録者数が我が国におけるある時点での滞在者の数を示す「ストック」という関係になる。

(ア) 短期滞在者

平成 23 年における「短期滞在」による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を目的とした外国人は 346 万 6,057 人で新規入国者全体の 66.9% を占め、商用を目的とした外国人が 114 万 1,127 人 (22.0%) と続いている。特に観光客の動向は、各種イベントの開催や為替レート動向、さらには観光客誘致のための各種施策の実施等、我が国をめぐる様々な事情に比較的影響されやすく、そうした短期滞在者が大部分を占める外国人新規入国者数の推移は、結局その時期の我が国の社会状況や国内外の動向を反映しているといえる。

なお、この在留資格をもって在留する外国人は、就労活動に従事することができないことに加え、比較的簡易な手続により入国を認めていることもあって、他の在留資格への変更は原則としてできないことになっている（入管法第 19 条、第 20 条）。

また、観光を目的とした新規入国者数について国籍（出身地）別に見ると、韓国が 106 万 6,256 人で最も多く、観光を目的とした新規入国者全体の 30.8% を占めている。以下、中国(台湾)の 83 万 4,503 人 (24.1%)、中国の 37 万 9,173 人 (10.9%)、中国(香港)の 31 万 4,436 人 (9.1%) の順となっている。韓国、中国（台湾）及び中国からの観光客で 6 割を超えており、今後ともこれらの国・地域からの観光客の誘致が積極的に行われていくものと思われる（図 4、5）。

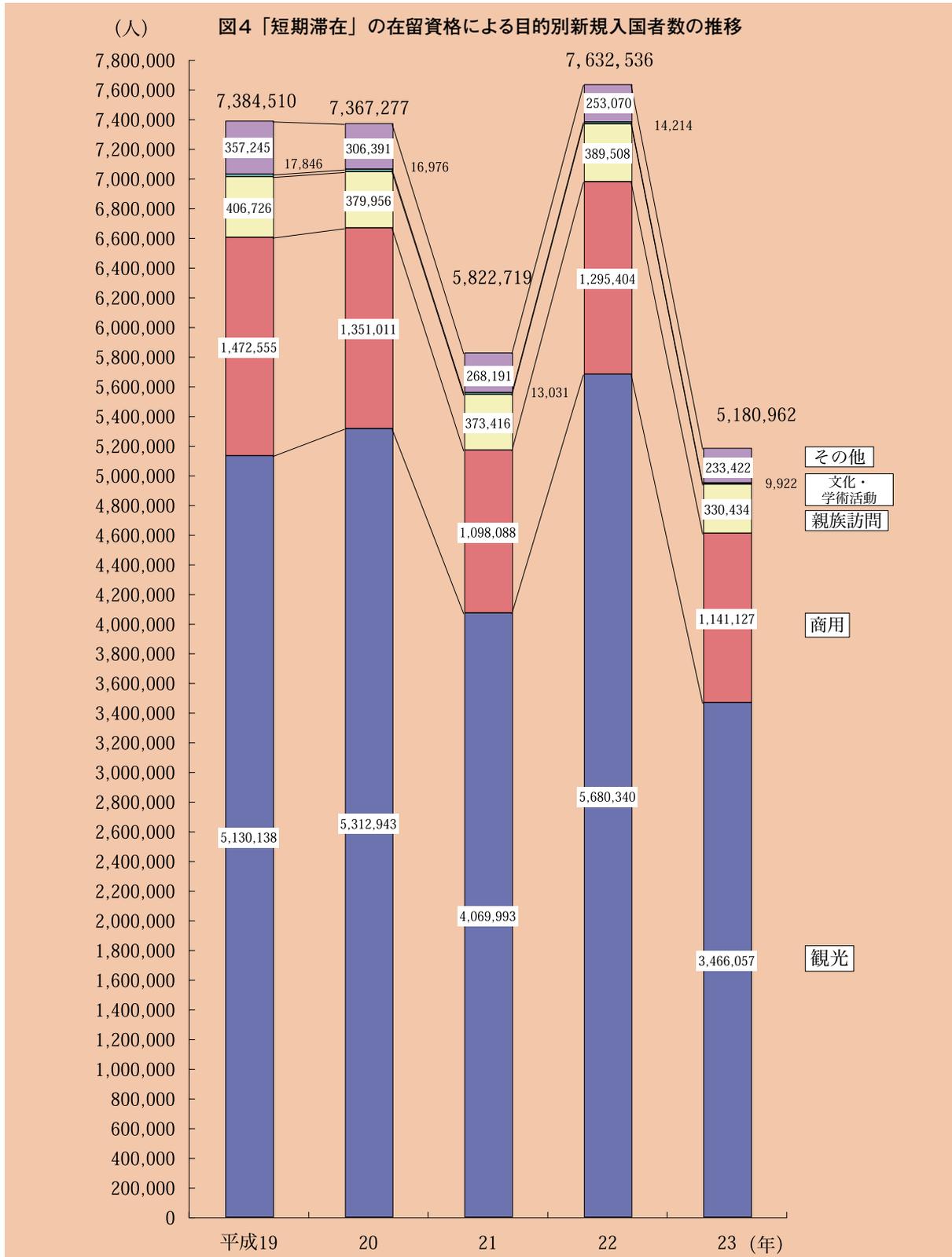
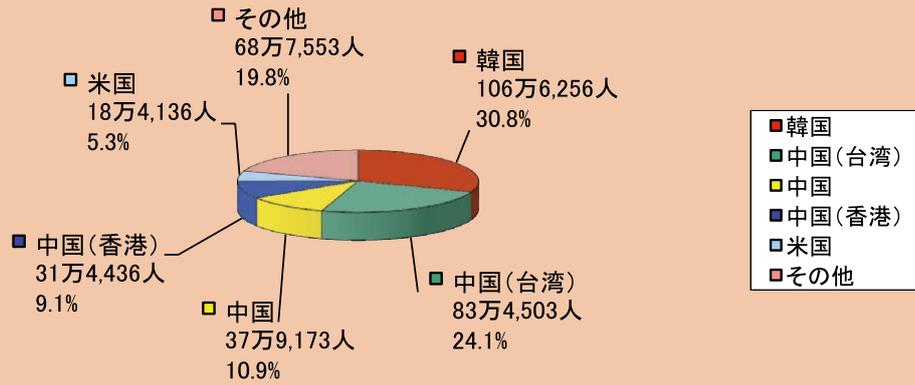


図5 観光を目的とした国籍(出身地)別新規入国者数(平成23年)



(イ) 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

平成23年における専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格(法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。)による新規入国者数は5万1,723人であり、22年と比べ780人(1.5%)の減少となっている(図6)。

図6 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移



平成 23 年における新規入国者全体に占める、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の割合は 0.9%である。

なお、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格には含まれないが、「日本人の配偶者等」や「定住者」など身分又は地位により在留資格を付与されている者は在留活動に制限が設けられておらず、また、旅行を目的としつつその資金に充当するための就労が可能なワーキング・ホリデー制度の利用者、大学教育の一環として我が国の企業に受け入れられて就業体験をする、いわゆるインターンシップ制度を利用する外国の大学生及び資格外活動の許可を受けた留学生等も同許可の範囲内で就労が認められているので、実際に働くことのできる外国人の割合は更に大きなものとなる。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

a 「技術」, 「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」(資料編 2 統計 (1) 2-1, 3-1, 4-1)

一般企業で就労する外国人社員に相当する在留資格での平成 23 年の新規入国者数は、「技術」の在留資格 4,178 人, 「人文知識・国際業務」の在留資格 4,658 人, 「企業内転勤」の在留資格 5,348 人の計 1 万 4,184 人となっており, 22 年と比べ, 「技術」の在留資格は 1,326 人 (46.5%) の増加, 「人文知識・国際業務」の在留資格は 545 人 (13.3%) の増加, 「企業内転勤」の在留資格は 478 人 (8.2%) の減少となり, これらの在留資格の合計では 1,393 人 (10.9%) の増加となっている。

なお、後記第 2 節 1 (3) イのとおり、これらの在留資格のいずれについても、日本に在留する外国人登録者数は近年ほぼ一貫して増加していたが、平成 23 年 12 月末現在で「技術」4 万 2,634 人, 「人文知識・国際業務」6 万 7,854 人, 「企業内転勤」1 万 4,636 人の計 12 万 5,124 人となっており、22 年と比べて 6,075 人 (4.6%) の減少となっており、平成 21 年から減少傾向にある。

「技術」の在留資格による新規入国者数を国籍(出身地)別に見ると、中国 1,375 人 (32.9%), インド 651 人 (15.6%), ベトナム 441 人 (10.6%), 韓国 361 人 (8.6%) の順となっており、これら 4 か国で「技術」の在留資格による新規入国者全体の 67.7% を占めている。

なお、平成 20 年のリーマン・ショック後の減少傾向のほか、21 年の世界的な景気後退の影響もあり、「技術」での新規入国者数が大幅に減少していたが、23 年には 22 年と比べ 46.5% の増加となった。

また、「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数について見ると、米国 1,082 人 (23.2%), 中国 728 人 (15.6%), 韓国 590 人 (12.7%), 英国 326 人 (7.0%) の順となっており、これら 4 か国で「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者全体の 58.5% を占めている。

さらに、「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数について見ると、中国 1,717 人 (32.1%), フィリピン 641 人 (12.0%), 韓国 511 人 (9.6%), インド 484 人 (9.1%), の順となっており、これら 4 か国で「企業内転勤」の在留資格による新規入国者全体の 62.7% を占めている。

b 「技能」(資料編 2 統計 (1) 6-1)

外国特有の分野における熟練した職人ともいうべき「技能」の在留資格による新規入国者数は、平成 13 年以降減少し、16 年に増加に転じた後、21 年から再度減少に転じていたところ、23 年は 22 年と比べ 590 人 (16.4%) 増加の 4,178 人となり、再度増加に転じた。

なお、日本に在留する「技能」に係る外国人登録者数は平成 13 年から一貫して増加し、23 年 12 月末現在で 3 万 1,751 人となるなど、我が国においてその熟練した技能を活かし

て就労する外国人は増加している。

「技能」の在留資格による平成 23 年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、外国料理の調理人がこの在留資格の多くを占めていることもあって、中国 2,527 人（60.5%）、ネパール 677 人（16.2%）、インド 379 人（9.1%）、タイ 132 人（3.2%）の順となっており、これらの 4 か国で「技能」の在留資格による新規入国者全体の 88.9% を占めている。

c 「興行」（資料編 2 統計（1） 5-1）

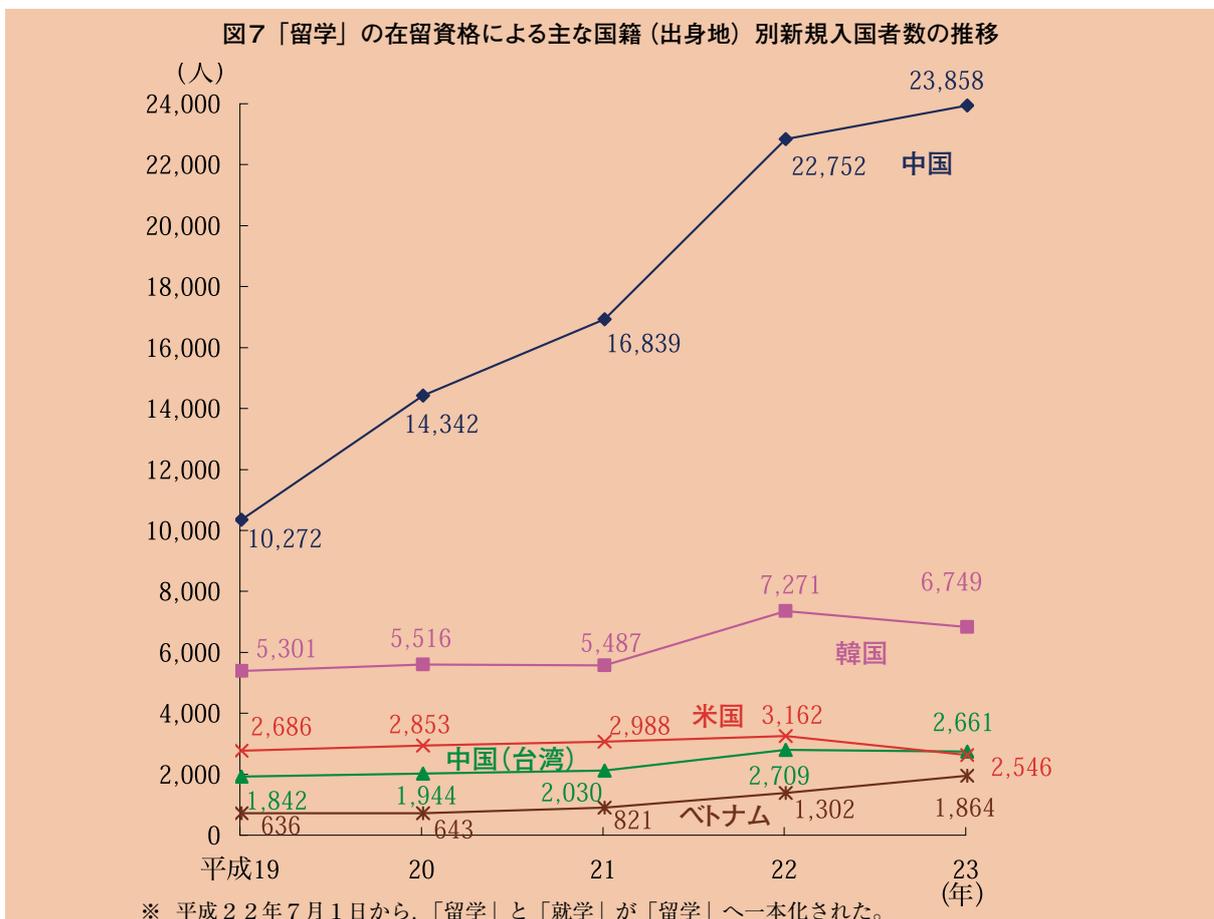
「興行」の在留資格による新規入国者数は、平成 13 年以降一貫して増加していたところ、17 年以降減少し、23 年も 22 年と比べ 2,500 人（8.7%）減少の 2 万 6,112 人となった。このような減少傾向は、平成 18 年に在留資格「興行」に係る上陸許可基準（省令）の見直しを行い、上陸審査・在留審査の厳格化が図られたこと等が影響していると考えられる。しかし、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中では依然として最も大きな割合を占めている。

「興行」の在留資格による平成 23 年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、米国、韓国、英国、ロシア、フィリピンの順となっている。このうち、フィリピンは歌手、ダンサーとして稼働する者を中心に 1,407 人と、22 年に比べ 99 人（6.6%）減少している。

(ウ) 留学生（資料編 2 統計（1） 9-1）

「留学」の在留資格による平成 23 年の新規入国者数は、22 年と比べ 1,230 人（2.5%）増加の 4 万 9,936 人となっており、新規入国者数を地域別に見ると、アジアからの学生が大部分を占めている（83.9%）。

さらに、国籍（出身地）別に見ると、中国が 2 万 3,858 人で全体の 47.8% を占めており、これに韓国 6,749 人（13.5%）が続いている。平成 22 年と比べ中国は 1,106 人（4.9%）増加、韓国は 552 人（7.2%）減少した（図 7）。



(工) 研修生・技能実習生（資料編 2 統計（1） 7-1, 8-1, 10-1）

「研修」の在留資格による平成 23 年の新規入国者数は 1 万 6,079 人であり、22 年と比べ 3 万 5,646 人（68.9%）減少した。これは、21 年 7 月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「入管法等改正法」という。）の新しい研修・技能実習制度が 22 年 7 月 1 日から施行されたことに伴い、在留資格「研修」は、非実務のみの研修又は公的研修のみが対象となったことが要因と考えられる。

なお、講習による知識修得及び雇用契約に基づく技能等修得活動を行う場合は、入管法等改正法により新設された「技能実習（1号）」（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動）の在留資格の対象となる。

地域別に見ると、研修生の派遣が多い近隣諸国を中心とするアジアが、平成 23 年には 1 万 928 人で全体の 68.0% を占めており、日本社会の様々な分野におけるアジアとのつながりから考えて、今後ともこの傾向は続くと考えられる。アジア以外では、アフリカ 2,386 人（14.8%）、南アメリカ 883 人（5.5%）となっている。

国籍（出身地）別に見ると、中国が 2,108 人で「研修」の在留資格による新規入国者全体の 13.1% を占め、以下、タイ 1,257 人（7.8%）、インドネシア 1,186 人（7.4%）、ベトナム 1,032 人（6.4%）の順となっている（図 8）。

図 8 「研修」（平成 22 年 7 月からは技能実習 1 号も含む。）の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移



新設された「技能実習（1号）」の在留資格による平成 23 年の新規入国者数は 6 万 6,025 人であり、22 年と比べ 4 万 23 人（153.9%）増加している。

国籍（出身地）別にみると、中国が 4 万 9,311 人で全体の 74.7% を占め、以下、ベトナム 6,632 人（10.0%）、フィリピン 3,755 人（5.7%）、インドネシア 3,536 人（5.4%）の順となっている。平成 22 年と比べ中国は 2 万 9,178 人（144.9%）増加、ベトナムは 4,448 人（203.7%）増加、フィリピンは 2,543 人（209.8%）増加、インドネシアは 2,082 人（143.2%）増加となっている。

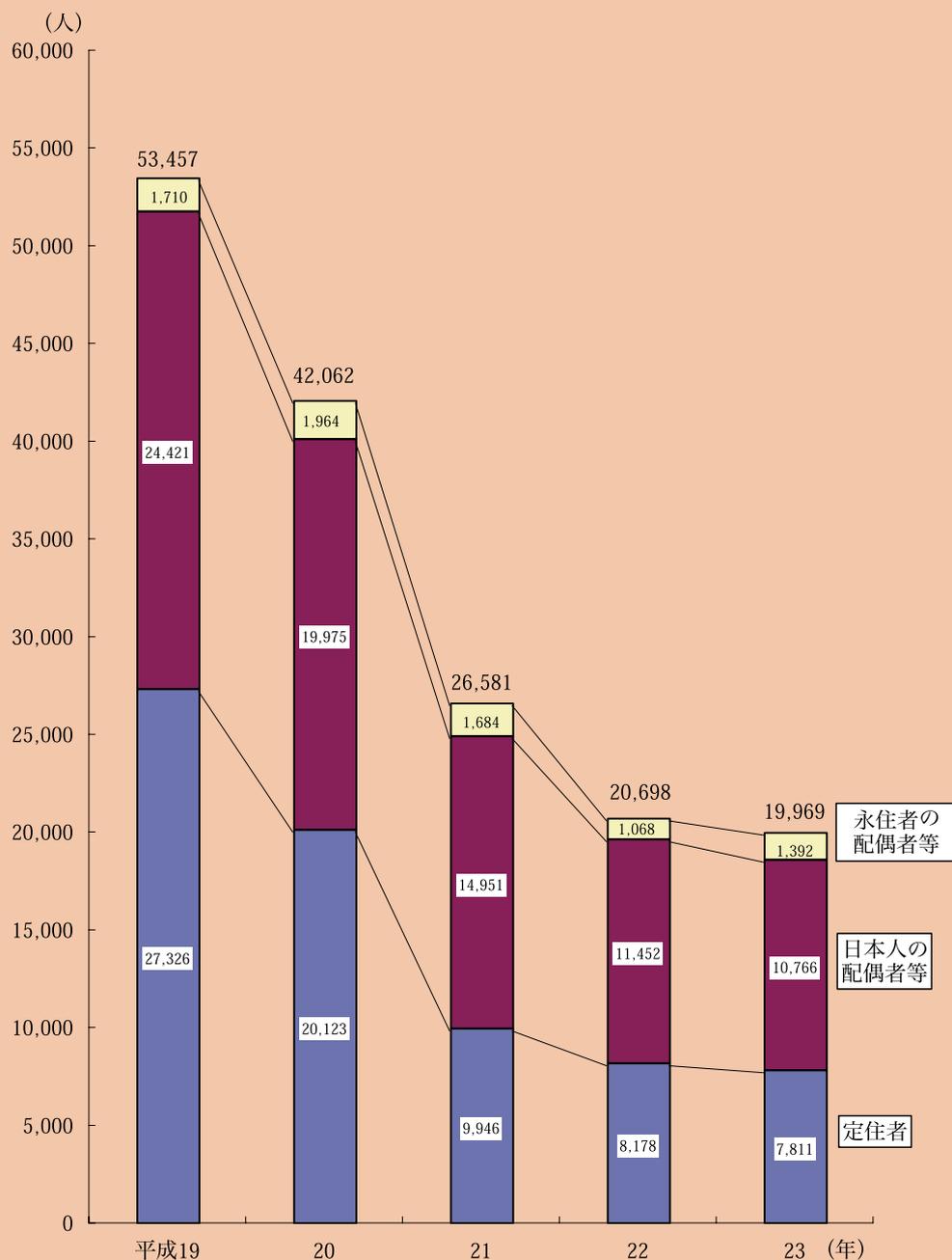
(オ) 身分又は地位に基づいて入国する外国人（資料編2統計（1）13-1, 14-1）

身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある（「永住者」の在留資格は、外国人の入国時点に付与されることはない（入管法第7条第1項第2号））。

「日本人の配偶者等」の在留資格による平成23年における新規入国者数は1万766人、「永住者の配偶者等」の在留資格は1,392人となっており、22年と比べ「日本人の配偶者等」は686人（6.0%）減少、「永住者の配偶者等」は324人（30.3%）増加している。

平成23年における「定住者」の新規入国者数は7,811人で22年と比べ367人（4.5%）減少している（図9）。国籍（出身地）別に見ると、ブラジル2,356人（30.2%）で最も多く、これにフィリピン2,184人（28.0%）、中国1,815人（23.2%）と続いている。

図9 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移



(2) 特例上陸（一時庇護のための上陸の許可を除く）

平成 23 年に特例上陸の許可を受けた者の数は 191 万 5,705 人であり、22 年と比べ 5 万 6,385 人（2.9%）減少している。

このうち、平成 23 年における乗員上陸許可を受けた者の数は 189 万 7,714 人であり、特例上陸許可全体の 99.1%と大部分を占め、寄港地上陸許可を受けた者の数が 1 万 5,058 人（0.8%）でこれに続いている（表 2）。

表 2 特例上陸許可件数の推移

(件)

区分	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	2,089,456	2,079,981	1,888,704	1,972,090	1,915,705
寄	港	41,680	31,908	34,658	24,355	15,058
通	過	371	451	394	458	2,296
乗	員	2,047,033	2,047,221	1,853,267	1,946,807	1,897,714
緊	急	300	314	368	381	351
遭	難	72	87	17	89	286

以下では、特例上陸の許可を区別に見ることとする。

ア 寄港地上陸の許可

平成 23 年に寄港地上陸の許可を受けた者の数は 1 万 5,058 人であり、22 年と比べ 9,297 人（38.2%）減少している。

イ 通過上陸の許可

平成 23 年に通過上陸の許可を受けた者の数は 2,296 人であり、22 年と比べ 1,838 人（401.3%）増加している。

ウ 乗員上陸の許可

平成 23 年に乗員上陸の許可を受けた者の数は 189 万 7,714 人であり、22 年と比べ 4 万 9,093 人（2.5%）減少している。

エ 緊急上陸の許可

平成 23 年に緊急上陸の許可を受けた外国人の数は 351 人であり、22 年と比べ 30 人（7.9%）減少している。

オ 遭難による上陸の許可

平成 23 年に遭難による上陸の許可を受けた外国人の数は 286 人であり、22 年と比べ 197 人（221.3%）増加している。



臨船サーチ風景

(3) 外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者」数は、平成 23 年では 541 万 4,994 人となっており、過去最高であった 22 年と比べ 245 万 87 人（31.2%）の減少となった。

このうち、滞在期間 15 日以内の出国者数は 489 万 2,797 人で、全体の 90.4%と大部分を占め、さらに、3 月以内の出国者で見ると 523 万 6,151 人で、全体の 96.7%に及んでいる（表 3）。

表 3 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

滞在期間	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	7,552,966	7,592,261	6,046,150	7,865,081	5,414,994
1 5 日 以 内		6,922,329	6,958,485	5,423,103	7,229,477	4,892,797
15 日 を 超 え て 1 月 以 内		240,710	252,854	237,515	266,227	185,550
1 月 を 超 え て 3 月 以 内		223,473	207,055	179,882	187,725	157,804
3 月 を 超 え て 6 月 以 内		36,924	34,243	30,638	29,777	25,972
6 月 を 超 え て 1 年 以 内		49,978	49,009	48,709	43,085	38,686
1 年 を 超 え て 3 年 以 内		59,554	68,933	85,253	80,770	84,909
3 年 を 超 え る		17,630	18,618	35,945	24,976	26,308
不	詳	2,368	3,064	5,105	3,044	2,968

② 上陸審判状況

(1) 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理

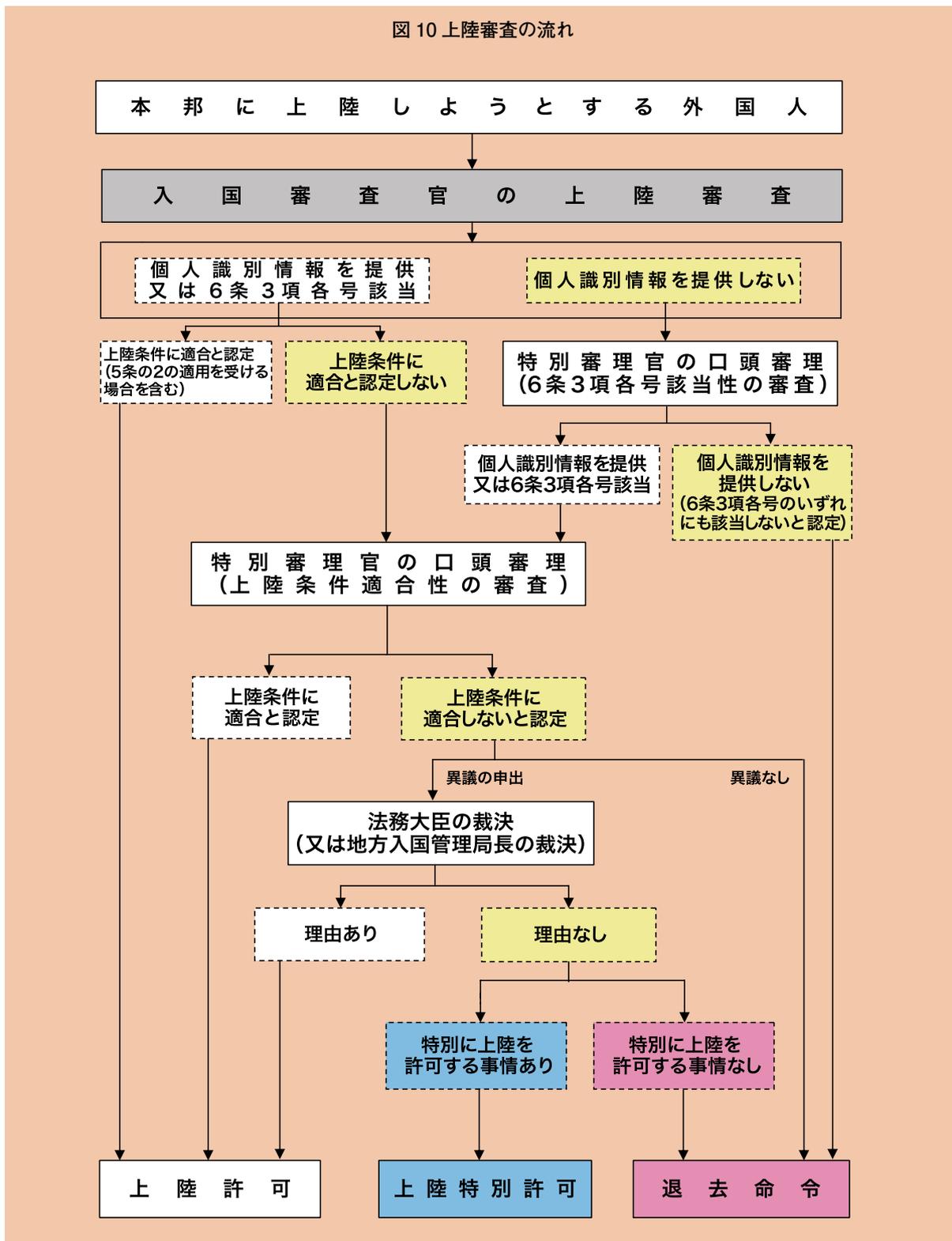
上陸審査手続は入国審査官による上陸の審査，特別審理官による口頭審理及び法務大臣による裁決という，いわゆる三審制の仕組みとなっているが，そのうちの二審と三審，すなわち上陸口頭審理から法務大臣の裁決までの手続を上陸審判という。個人識別情報を提供しない外国人及び入国審査官による上陸審査において上陸を許可されなかった外国人は，口頭審理を行うため二審を担当する特別審理官に引き渡されることとなる（入管法第 7 条第 4 項及び第 9 条第 5 項）^(注)（図 10）。



上陸口頭審理風景

(注) 入国審査官による「上陸審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを併せて広い意味での上陸審査手続と呼んでいる。
なお，個人識別情報を提供しない者については，法務大臣の裁決の手続はない。

図 10 上陸審査の流れ



平成 23 年の口頭審理の新規受理件数（入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数）は、10,954 件であり、昨年から 3,589 件（48.7%）増加した。

平成 23 年の口頭審理新規受理件数の内訳を見ると、口頭審理に付された外国人の中で最も多いのは、不法就労等の違法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請（入管法第 7 条第 1 項第 2 号不適合）が疑われる者で、このような事案は 22 年より 3,528 件（69.1%）増加して 8,633 件であり、新規受理件数の 78.8% を占めた。次いで、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない（同法第 7 条第 1

項第 1 号不適合) 疑いがあるとの理由で引き渡された者は 1,526 件で、22 年から 410 件 (36.7%) 増加し、新規受理件数の 13.9% であった。さらに、上陸拒否事由 (同法第 7 条第 1 項第 4 号不適合) に該当する疑いがあるとの理由で引き渡された者は 788 件で、22 年から 349 件 (30.7%) 減少し、新規受理件数の 7.2% であった。また、19 年 11 月 20 日から義務付けられている入国審査官に対する個人識別情報の提供を拒んだ者 (同法第 7 条第 4 項該当者) については、22 年における特別審理官への引渡しは 1 名であったが、23 年は 2 名であった (表 4)。

表 4 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移

(件)

上陸条件	年	平成 19	20	21	22	23
総数		18,473	12,660	9,930	7,365	10,954
偽変造旅券・査証行使事案等 (7 条 1 項 1 号不適合)		2,041	1,365	1,300	1,116	1,526
虚偽申請等 (7 条 1 項 2 号不適合)		13,798	9,722	7,470	5,105	8,633
申請に係る在留期間不適合 (7 条 1 項 3 号不適合)		4	7	0	6	5
上陸拒否事由該当者 (7 条 1 項 4 号不適合)		2,628	1,563	1,160	1,137	788
個人識別情報提供をしない者 (7 条 4 項該当者)		2	3	0	1	2

平成 23 年の口頭審理の処理状況^(注)を見ると、口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は、22 年と比べて 6.4% 減少して 2,718 件であった。

また、口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は 2,155 件で、平成 22 年と比較して、19.1% 減少した。

上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た案件は、22 年の 1,319 件から 334.7% 増加して 5,733 件であった (表 5)。

表 5 口頭審理の処理状況の推移

(件)

区分	年	平成 19	20	21	22	23
総数		18,496	12,661	9,938	7,304	10,993
上陸許可		6,003	4,405	3,664	2,903	2,718
退去命令		8,326	5,537	3,731	2,662	2,155
異議の申出		3,097	1,967	2,014	1,319	5,733
上陸申請取下げ		307	368	249	231	209
その他		763	384	280	189	178

※ 「その他」は、事件を他の港に移管した数及び申請人が口頭審理中に申請中のまま出国等したため事件が終止・中止となった数等である。

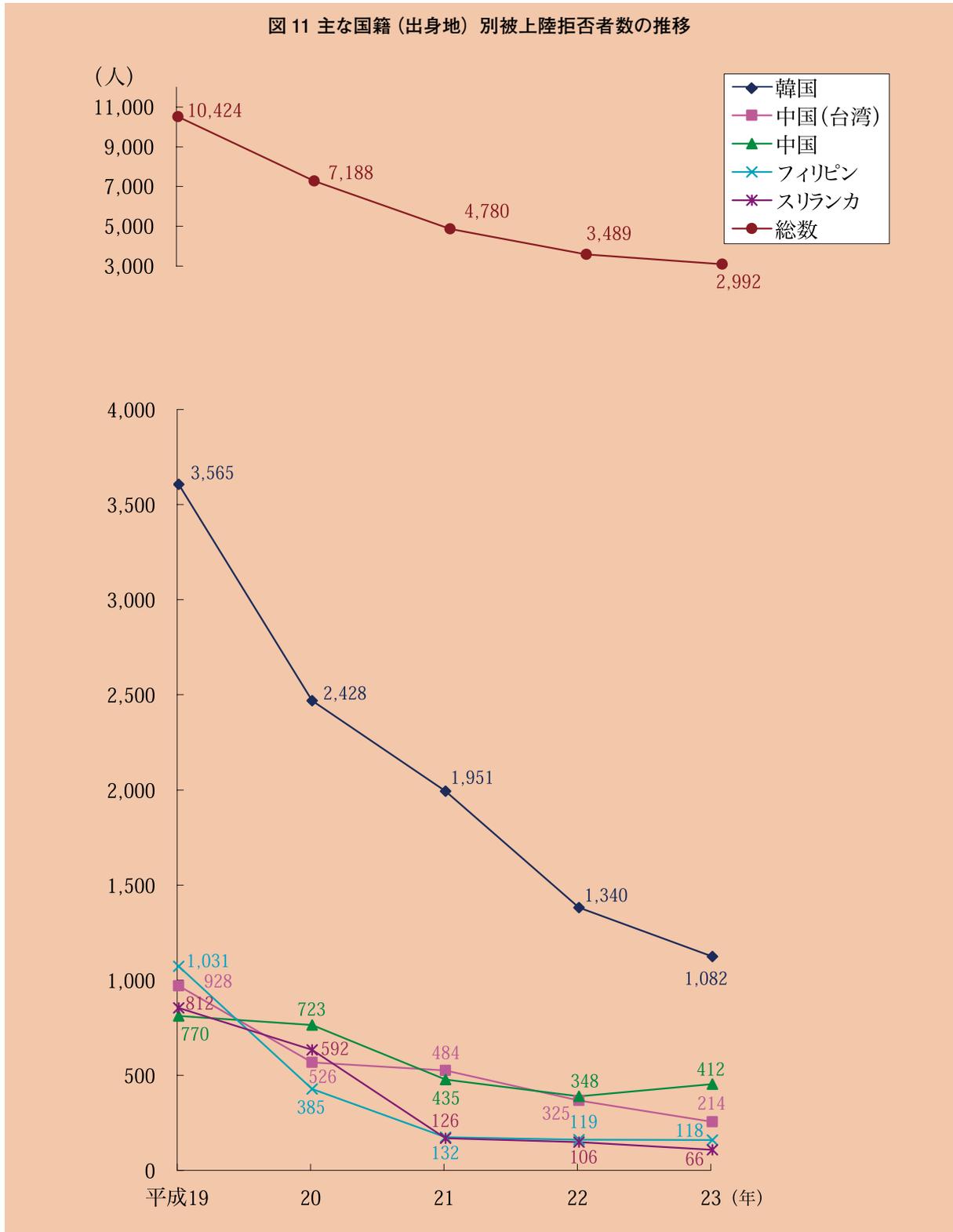
(注) 上陸条件別口頭審理の新規受理件数 (表 4) の総数と口頭審理の処理状況の推移 (表 5) の総数が一致しない部分があるのは、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡された場合、入国審査官から特別審理官に引き渡されてから口頭審理の処理までに年を越えることがあるためである。

(2) 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、①口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対する異議申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

平成 23 年における被上陸拒否者数は、2,992 件で、22 年の 3,489 件から 14.2% 減少した。

被上陸拒否者数の国籍（出身地）別内訳は、韓国 1,082 人（全体の 36.2%）、中国 412 人（同 13.8%）、中国（台湾）214 人（同 7.2%）であり、上位 3 か国で全体数の約 57% を占めた（図 11）。



(3) 上陸特別許可

法務大臣は、異議の申出に理由がないと認める場合でも、当該外国人が①再入国の許可を受けているとき、②人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき、③その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その者の上陸を特別に許可することができる（入管法第 12 条第 1 項）。

異議申出の結果、法務大臣が平成 23 年に上陸を特別に許可した件数は、22 年の 975 件から 455.5%増加し、5,416 件であった（表 6）。この急増は、23 年 10 月に発生したタイの洪水で被災した日系企業のタイ人従業員を緊急的・一時的措置として我が国に受け入れた際に許可したことによるものである（第 2 部第 10 章第 2 節参照）。

表 6 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

(件)

区分	年	平成 19	20	21	22	23	
異議申出(※)		3,103	1,973	2,022	1,326	5,754	
裁決結果	理由あり	16	10	5	18	18	
	理由なし(退去)	513	492	361	291	303	
	上陸特別許可	2,492	1,421	1,629	975	5,416	
取	下	げ	76	42	20	21	8
未	済	6	8	7	21	9	

※ 異議申出件数には前年未済の件数を含む。

3 入国事前審査状況

(1) 査証事前協議

査証業務を所管する外務省と出入国管理業務を所管する法務省との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の案件の査証発給の適否について、必要に応じて外務大臣から法務大臣に協議が行われている。これを査証事前協議と呼んでいる。

査証事前協議の処理件数は、平成 23 年は 6,325 件で、22 年の 4,615 件と比べ 1,710 件 (37.1%) の増加となっている。

(2) 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書制度は、平成 2 年施行の入管法等改正法により導入されたもので、中長期にわたり就労、勉強、同居を目的とする者又はその代理人（受入機関等）が上陸条件のうち在留資格に該当するかどうか等についてあらかじめ審査を受けて、適合している場合に地方入国管理局においてその旨の証明書の交付が受けられるというものである。外国人は在留資格認定証明書を提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができる。

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は、平成 23 年は 238,270 件で、22 年と比べ 1 万 253 件 (4.1%) の減少となっている。

なお、査証事前協議と在留資格認定証明書の審査とを合わせて入国事前審査というが、近年、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めている(表 7)。

表 7 入国事前審査処理件数の推移

(件)

区分	年	平成 19	20	21	22	23
査証事前協議		6,721	6,661	6,505	4,615	6,325
在留資格認定証明書交付申請		353,270	329,032	273,989	248,523	238,270

第2節 外国人の在留の状況

① 外国人登録者数

我が国における外国人の「フロー」が出入国に関する統計であるとする、どのような目的を持った外国人がある時点においてどれだけ在留しているかという外国人登録者数は、その「ストック」の状況を見る手掛かりとなる。

ただし、一般の入国者の場合、入国の日から90日以内に居住地の市区町村で外国人登録の申請を行うことが義務付けられている（外登法第3条）が、我が国に入国する外国人の90%以上を占める「短期滞在」の在留資格をもって在留する人の多くは、外国人登録を行うことなく出国してしまうことがほとんどであることから、同在留資格の外国人登録者数に占める割合は小さなものとなっている（平成23年末現在1.2%）。したがって、外国人登録者数で見ると外国人の在留状況としては、いわば、我が国において就労、勉強、同居等の目的をもって相当期間滞在し、地域社会で「生活する」ような外国人が主たる対象ということになる。

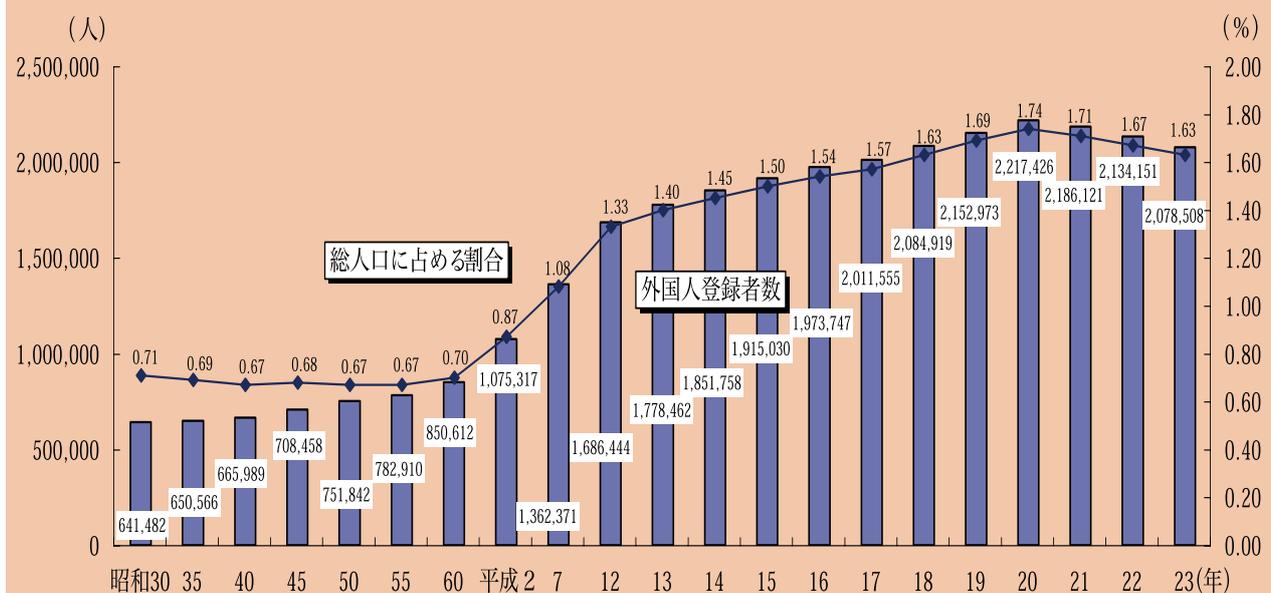
なお、仮上陸許可者、特例上陸許可者（一時庇護のための上陸の許可を受けた者を除く）、「外交」の在留資格を持つ外交官等、「公用」の在留資格を持つ外国政府関係者の公用渡航者及び日米地位協定等に該当する軍人、軍属及びその家族等は外国人登録の対象とはならない。

(1) 総数

我が国における外国人登録者数は、平成21年までの間は年々増加していたが、同年以降減少傾向にあり、23年末現在の外国人登録者数は207万8,508人で、22年末と比べ5万5,643人(2.6%)減少している。ただし、10年前の13年末に比べると約1.2倍となっており、長期的には増加傾向にある。

また、平成23年末現在における外国人登録者数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口1億2,779万9,000人の1.63%に当たり、22年末の1.67%と比べ0.04ポイント低くなっているが、13年末に比べ0.23ポイント増加するなど、長期的には増加傾向にある（図12）。

図12 外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



(注1) 「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計である。

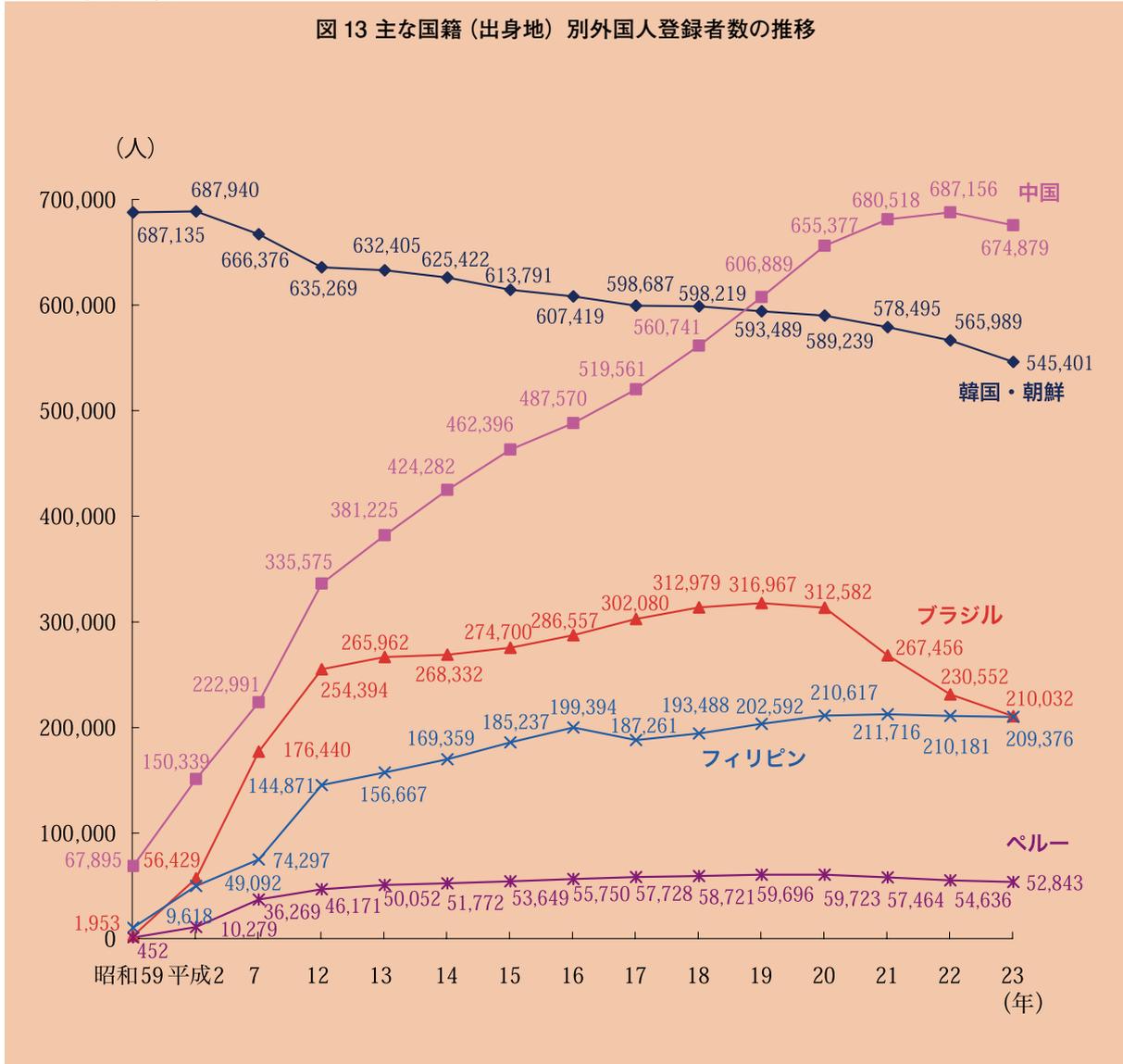
(注2) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による、各年10月1日現在の人口を基に算出した。

(2) 国籍(出身地)別

平成23年末現在における外国人登録者数について国籍(出身地)別にみると、中国が67万4,879人で全体の32.5%を占め、以下、韓国・朝鮮54万5,401人(26.2%)、ブラジル21万32人(10.1%)、フィリピン20万9,376人(10.1%)、ペルー5万2,843人(2.5%)と続いている。

年別の推移を見ると、中国はこれまで増加傾向にあったが、平成23年から減少へと転じており、22年と比べ1万2,277人(1.8%)の減少となった。韓国・朝鮮は減少傾向が続き、23年末は22年末と比べ2万588人(3.6%)の減少となった。ブラジルは、19年末をピークに減少傾向にあり、同年と比べ10万6,935人(33.7%)減少している。フィリピンは17年末に減少した後、増加傾向が続いていたものの、23年末は22年末に続き減少し、22年末と比べ805人(0.4%)の減少となった(図13)。

図13 主な国籍(出身地)別外国人登録者数の推移



(3) 目的(在留資格)別

ア 永住者・特別永住者(資料編2統計(1)12)

平成23年末現在の外国人登録者数のうち最も多いのは、「永住者」(特別永住者を除く。)で、22年末と比べ3万3,351人(5.9%)増加の59万8,440人であり、全体の28.8%を占めている(表8)。

表 8 在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 19	20	21	22	23
総数		2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151	2,078,508
教授		8,436	8,333	8,295	8,050	7,859
芸術		448	461	490	480	461
宗教		4,732	4,601	4,448	4,232	4,106
報道		279	281	271	248	227
投資・経営		7,916	8,895	9,840	10,908	11,778
法律・会計業務		145	154	161	178	169
医療		174	199	220	265	322
研究		2,276	2,285	2,372	2,266	2,103
教育		9,832	10,070	10,129	10,012	10,106
技術		44,684	52,273	50,493	46,592	42,634
人文知識・国際業務		61,763	67,291	69,395	68,467	67,854
企業内転勤		16,111	17,798	16,786	16,140	14,636
興行		15,728	13,031	10,966	9,247	6,265
技能		21,261	25,863	29,030	30,142	31,751
技能実習 1 号イ					2,707	3,991
技能実習 1 号ロ					47,716	57,187
技能実習 2 号イ					1,848	2,726
技能実習 2 号ロ					47,737	78,090
文化活動		3,014	2,795	2,780	2,637	2,209
短期滞在		49,787	40,407	33,378	29,093	23,978
留学		132,460	138,514	145,909	201,511	188,605
就学		38,130	41,313	46,759		
研修		88,086	86,826	65,209	9,343	3,388
家族滞在		98,167	107,641	115,081	118,865	119,359
特定活動		104,488	121,863	130,636	72,374	22,751
永住者		439,757	492,056	533,472	565,089	598,440
日本人の配偶者等		256,980	245,497	221,923	196,248	181,617
永住者の配偶者等		15,365	17,839	19,570	20,251	21,647
定住者		268,604	258,498	221,771	194,602	177,983
特別永住者		430,229	420,305	409,565	399,106	389,085
未取得者		13,960	13,510	12,376	9,874	3,506
一時庇護		30	30	30	30	29
その他		20,131	18,797	14,766	7,893	3,646

※入管法に定める在留資格及び特別永住者として永住することができる資格を合わせて「在留の資格」という。

「永住者」の外国人登録者数について平成 19 年末から 23 年末までの推移を見ると、一貫して増加しており、23 年末には、19 年末の 43 万 9,757 人と比べ 15 万 8,683 人（36.1%）増加している。

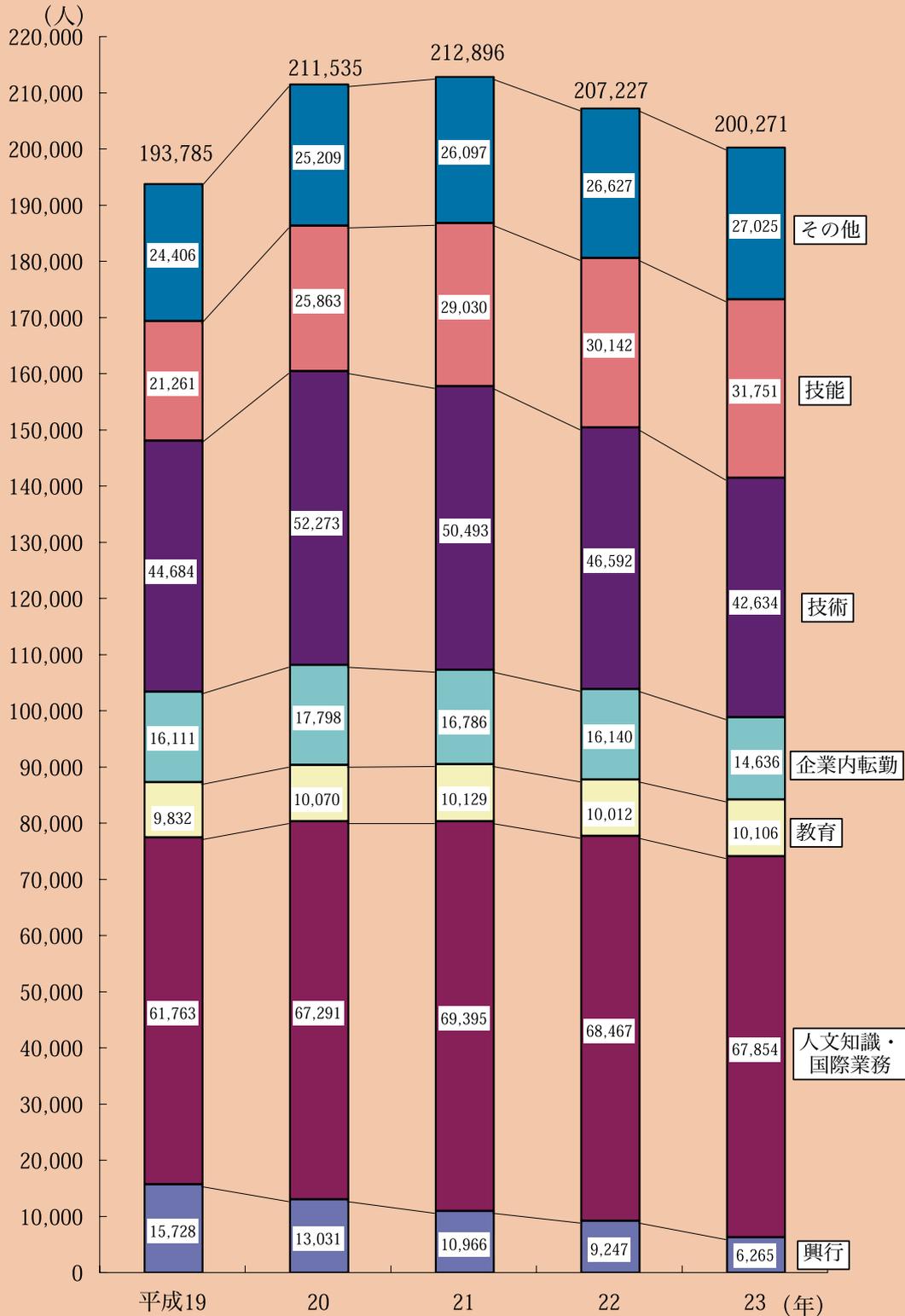
また、「永住者」を国籍（出身地）別で見ると、平成 23 年末では、中国が 18 万 4,216 人と最も多く、以下、ブラジル、フィリピン、韓国・朝鮮、ペルーの順となっている。さらに、中国、ブラジル、フィリピン、韓国・朝鮮及びペルーは、23 年末は 19 年末と比べそれぞれ約 1.4 倍、1.3 倍、1.5 倍、1.2 倍、1.2 倍となっている。

一方、平成 18 年まで最大構成比を占めていた「特別永住者」の外国人登録者数は、年々減少しており、全外国人登録者数に占める割合も、それに伴い減少している。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和 30 年代までは 90% 近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人（いわゆるニューカマー）の増加により、外国人登録者全体に占める割合の相対的な低下傾向にも拍車がかかっており、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。

イ 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人（資料編2統計（1）1-2～6-2）

平成23年末現在の専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の外国人登録者数は22年末と比べ6,956人(3.4%)減少の20万271人で、全体の9.6%であった。これについて19年末から23年末までの推移を見ると、登録者数は19年末から増加傾向にあったが、22年末から減少に転じている(図14)。

図14 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による外国人登録者数の推移



個々の在留資格別で見ると、「研究」の在留資格は近年減少傾向にあるが、その要因の一つとして、平成 15 年 4 月から開始された構造改革特別区域における特例措置に該当する場合には、研究活動に従事するものであっても「特定活動」の在留資格が許可されるようになったことが考えられる。さらに、「興行」の在留資格は、23 年末は 22 年末と比べ 2,982 人 (32.2%) 減と引き続き減少となった。これは、「興行」の在留資格による新規入国者が減少したことによるものである。

一般企業で就労する外国人社員に相当する「技術」、「人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格の外国人登録者数は、平成 23 年末現在、「技術」4 万 2,634 人、「人文知識・国際業務」6 万 7,854 人、「企業内転勤」1 万 4,636 人であり、22 年末と比べ、それぞれ 3,958 人 (8.5%) 減少、613 人 (0.9%) 減少、1,504 人 (9.3%) 減少している。

平成 23 年末現在において、「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の外国人登録者数が専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の外国人登録者総数に対して占める割合は、それぞれ 21.3%、33.9%、7.3%となっている。

ウ 留学生（資料編 2 統計（1）9-2）

平成 23 年末現在における留学生の外国人登録者数は、22 年末に比べ 1 万 2,906 人 (6.4%) 減少の 18 万 8,605 人で、全体の 9.1%であった。22 年 7 月から「就学」の在留資格が「留学」へ一本化された影響もあり、22 年末は 21 年末と比べて 5 万 5,602 人 (38.1%) と大幅に増加して 20 万 1,511 人^(注1) となり、初めて 20 万人を突破したものの、23 年末は減少へと転じた。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が 12 万 7,435 人で全体の 67.6%を占めており、これに韓国・朝鮮が 2 万 1,678 人 (11.5%) で続いている。

また、総数について平成 19 年末から 23 年末までの推移を見ると、23 年末現在では 19 年末の約 1.1 倍^(注2) になっている。

エ 「研修」・「技能実習（1号）」（資料編 2 統計（1）7-2, 10-2）

平成 23 年末現在における「研修」の外国人登録者数は、3,388 人で、22 年と比べ 5,955 人 (63.7%) 減少し、前年を大幅に下回った。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が 1,275 人 (37.6%) と最も多く、次いでタイが 431 人 (12.7%)、フィリピンが 308 人 (9.1%) の順となっている。

さらに、平成 19 年末から 23 年末までの推移を国籍（出身地）別で見ると、中国が 6 万 5,301 人 (98.1%)、ベトナムが 6,446 人 (96.2%) 減少している。

平成 22 年 7 月 1 日施行の改正入管法により新設された「技能実習（1号）」の在留資格の平成 23 年末現在における外国人登録者数は、6 万 1,178 人である。

国籍（出身地）別に見ると、中国が 4 万 5,470 人で全体の 74.3%を占めており、以下、ベトナムが 6,571 人 (10.7%)、フィリピンが 3,400 人 (5.6%)、インドネシアが 3,290 人 (5.4%) の順となっている。

なお、平成 23 年末現在における「研修」の外国人登録者数と「技能実習（1号）」の外国人登録者数の合計は 6 万 4,566 人であり、22 年末と比べ 4,800 人 (7.4%) 増加した。

オ 「特定活動（技能実習）」・「技能実習（2号）」（資料編 2 統計（1）8-2, 11）

平成 23 年末現在における「特定活動（技能実習）」の外国人登録者数は 1,314 人で、22 年と比べ、4 万 8,766 人 (97.4%) 減少した。これは、新しい技能実習制度の施行により、22 年 7 月 1 日以降、従前の制度における在留資格「特定活動（技能実習）」への移行又は当該資格の継続に相当す

(注 1) 平成 21 年末の「留学」の在留資格と「就学」の在留資格の合計数である 19 万 2,668 人と比べて、8,843 人 (4.6%) 増加している。

(注 2) 在留資格「留学」及び「就学」の合計数である 17 万 590 人と比較。

る手続を行う場合は、「技能実習（2号）」（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号に掲げる活動）へ在留資格を変更することとなったためである。

平成23年における「技能実習（2号）」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数を見ると、中国が6万2,131人で全体の76.9%を占めており、以下、ベトナムが6,953人（8.6%）、フィリピンが4,833人（6.0%）、インドネシアが4,726人（5.8%）の順となっている。

なお、平成23年末現在における「特定活動（技能実習）」の外国人登録者数と「技能実習（2号）」の外国人登録者数の合計は8万2,130人であり、22年末の「特定活動（技能実習）」の外国人登録者数と比べ1万7,535人（17.6%）減少した。

カ 身分又は地位に基づき在留する外国人（資料編2統計（1）13-2, 14-2）

平成23年末現在における「日本人の配偶者等」の在留資格の外国人登録者数は18万1,617人となっている。19年末から23年末までの推移を見ると減少傾向にあり、23年末は22年末と比べ1万4,631人（7.5%）減少した。

国籍（出身地）別で見ると、中国が5万1,184人で全体の28.2%を占めており、次いでフィリピンが3万8,249人（21.1%）、ブラジルが2万3,921人（13.2%）の順となっている。19年末から23年末までの推移を国籍（出身地）別で見ると、21年末に中国がブラジルを抜き第一位となる一方、ブラジルは毎年減少しており、23年末は19年末に比べ半数以下になっている。

平成23年末現在における「定住者」の在留資格の外国人登録者数は17万7,983人で外国人登録者全体の8.6%を占めている。19年末から23年末までの推移を見ると、「日本人の配偶者等」と同様、減少傾向にある。23年末現在では22年末と比べ1万6,619人（8.5%）減少した。

国籍（出身地）別に見ると、ブラジルが6万2,077人（34.9%）を占めており、これにフィリピン3万9,331人（22.1%）、中国3万498人（17.1%）が続いている。また、19年末から23年末までの推移を見ると、19年末まで第三位だったフィリピンは一貫して増加し、20年末には中国を抜いて第二位になり、引き続き増加している。

2 在留審査の状況

我が国に在留する外国人が、当初決定された在留期間を超えて引き続き在留することを希望したり、当初の在留目的とは異なる在留資格への変更を希望したりするなどの場合には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣又は地方入国管理局長から所定の許可を受ける必要がある。具体的には、在留期間更新の許可、在留資格変更の許可、在留資格取得の許可、再入国の許可、資格外活動の許可及び永住許可などであり、これらの許可の判断を行うのが在留審査である。



在留審査窓口風景

在留審査業務関係諸申請の許可総数は近年増加傾向にあったところ、平成21年をピークに減少に転じ、23年は、22年と比べて1万6,701件（1.2%）減少して、135万8,794件となった。これは、23年3月に発生した東日本大震災の影響を受け、本国に帰国する外国人が増加するなどして、我が国に滞在する外国人が減少したこと等に伴って、23年に在留期間更新等の申請を行う外国人が減少したことによると考えられる（表9）。

表9 在留審査業務許可件数の推移

(件)

区分	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	1,351,961	1,361,844	1,403,250	1,375,705	1,358,896
資	格 外 活 動	119,145	133,513	147,528	163,654	136,450
在	留 資 格 変 更	138,427	149,214	149,046	188,178	132,834
在	留 期 間 更 新	436,630	434,307	444,330	389,439	377,645
永	住	60,509	57,806	53,960	48,003	41,327
特	別 永 住	131	114	139	105	102
在	留 資 格 取 得	8,680	8,957	8,303	7,531	6,528
再	入 国	588,439	577,933	599,944	578,795	664,010

(注1)「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。

(注2)「在留資格取得」は、入管法第22条の2による永住許可を含む。

(注3)「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可数を示したものである。

(1) 在留期間更新の許可 (入管法第21条)

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格を変更することなく、在留期限到来後も引き続き在留しようとする場合には、在留期間更新の許可を受ける必要がある。

平成23年中に在留期間更新の許可を受けた外国人は37万7,645人であり、22年と比べて1万1,794件(3.0%)の減少となっている。

(2) 在留資格変更の許可 (同法第20条)

我が国に在留する外国人は、在留目的とする活動を変更する場合には、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

平成23年に在留資格変更許可を受けた外国人は13万2,834人で、22年と比べて5万5,344人(29.4%)の減少となっている。

このうち、主な在留資格変更許可申請事案は次のとおりである。

ア 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、在留資格「留学」により在留しているが、これらの中には、勉学終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き我が国での在留を希望する者も少なくない。

平成23年に就職を目的として在留資格変更の許可を受けた外国人は8,586人で、22年と比べて755人(9.6%)増加している。15年以降一貫して増加傾向にあったところ、世界的な不況の影響を受け、20年をピークに減少に転じたが、23年は微増している(表10)。

表10 国籍(出身地)別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(件)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	10,262	11,040	9,584	7,831	8,586
中	国	7,539	7,651	6,333	4,874	5,344
韓	国	1,109	1,360	1,368	1,205	1,209
中	国 (台 湾)	282	303	285	279	302
ベ	ト ナ ム	131	189	161	167	242
ネ	バ ー ル	63	161	173	141	149
バ	ン グ ラ デ シ ュ	138	164	125	107	139
ス	リ ラ ン カ	81	160	141	120	114
タ	イ	87	97	101	119	109
米	国	50	65	67	87	107
ミ	ャ ン マ ー	61	83	94	63	89
そ	の 他	721	807	736	669	782

※ 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

国籍（出身地）別に見ると、中国が5,344人と全体の62.2%を占め、次いで韓国が1,209人（14.1%）、中国（台湾）が302人（3.5%）の順となっている。

在留資格別に見ると、在留資格「人文知識・国際業務」への変更許可を受けた外国人が6,006人（70.0%）で最も多く、平成22年と比べて584人（10.8%）増加している。また、23年に在留資格「技術」への変更許可を受けた外国人は1,670人（19.5%）となっており、これら2つの在留資格で全体の89.4%を占めている（表11）。

表 11 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移 (件)

在留資格	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	10,262	11,040	9,584	7,831	8,586
人 文 知 識 ・ 国 際 業 務		7,304	7,863	6,677	5,422	6,006
技 術		2,314	2,414	2,154	1,390	1,670
教 授		416	430	444	512	419
投 資 ・ 経 営		61	128	128	275	291
研 究		87	111	97	93	78
教 育		23	29	31	46	46
医 療		13	16	24	54	34
宗 教		15	19	3	12	12
技 能		6	3	4	11	11
芸 術		6	2	8	5	5
興 行		3	5	2	3	1
そ の 他		14	20	12	8	13

イ 「技能実習（2号）」への移行を目的とする在留資格変更許可

技能実習制度は、外国人が、雇用関係の下で技能等を修得することができるようにし、技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として平成5年に創設された制度である。22年7月1日からは新しい技能実習制度の運用が開始され、「技能実習（1号）」により修得した技能等に習熟するため、さらに修得した技能等を要する業務に従事する場合には、「技能実習（2号）」への在留資格変更許可が必要とされている。

「技能実習（2号）」の対象となる実習の内容については、公的に評価ができ、かつ、技能実習生送出国のニーズにも合致する技能等が対象となる。具体的には、平成24年4月1日現在で、国家試験である技能検定基礎1級及び基礎2級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等54職種及び国家試験ではないが公益財団法人国際研修協力機構が認定した公的な評価システムが整備されている溶接、紡績運転等12職種の合計66職種となっている。

平成23年中の「技能実習（2号）」への移行者数は22年と比べて4,153人（8.4%）減少し、4万5,013人となっているが、5年に技能実習制度が創設されてから23年末までの技能実習への移行者数の累計は47万人を超えている^(注)。

平成23年に「技能実習（2号）」への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍（出身地）別内訳を見ると、中国3万5,209人、ベトナム3,658人、インドネシア2,496人、フィリピン2,464人、タイ794人の順となっており、職種別では、婦人子供服製造、プラスチック成形、溶接の順になっている（表12、13）。

(注) 平成22年の数は、旧制度において「特定活動（技能実習）」に移行した者の数と現行制度において「技能実習（2号）」に移行した者の数を合わせた数。

表 12 国籍別技能実習 2 号（在留資格「特定活動（技能実習）」を含む。）への移行者数の推移（人）

国籍	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	53,999	62,520	62,207	49,166	45,013
中	国	42,871	49,566	49,032	39,616	35,209
ベ	ト	4,155	4,885	4,972	3,349	3,658
イ	ン	3,274	3,393	3,467	2,272	2,496
フ	ィ	2,407	3,000	3,127	2,806	2,464
タ	イ	783	1,079	1,082	691	794
そ	の	509	597	527	432	392

(注 1) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(注 2) 研修・技能実習制度については、平成 21 年 7 月 15 日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、現行制度は平成 22 年 7 月 1 日から施行されたもの。旧制度の「特定活動（技能実習）」は現行制度の「技能実習 2 号」に対応する。

(注 3) 表の平成 19 年から平成 21 年までの数は、旧制度において「特定活動（技能実習）」に移行した者の数。平成 22 年及び平成 23 年の数は、旧制度において「特定活動（技能実習）」に移行した者の数と現行制度において「技能実習 2 号」に移行した者の数を合わせた数。

表 13 職種別技能実習 2 号（在留資格「特定活動（技能実習）」を含む。）への移行者数の推移（人）

職種	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	53,999	62,520	62,207	49,166	45,013
婦	人	11,697	12,707	11,428	10,252	7,840
型	枠	800	1,012	877	604	392
紳	士	658	637	631	681	448
溶	接	3,882	5,457	5,569	4,040	3,568
鉄	筋	610	889	987	709	470
機	械	2,960	3,539	3,203	1,490	2,136
金	属	2,505	3,150	2,769	1,625	1,719
配	管	119	163	215	146	106
塗	装	1,255	1,644	1,766	1,128	1,320
家	具	392	364	435	259	281
鑄	造	1,167	1,062	977	752	863
と	び	702	1,125	993	819	614
プ	ラ	4,769	4,270	4,454	2,987	3,661
建	築	441	356	402	376	338
建	設	147	172	179	171	134
そ	の	21,895	25,973	27,322	23,127	21,123

(注 1) 研修・技能実習制度については、平成 21 年 7 月 15 日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、現行制度は平成 22 年 7 月 1 日から施行されたもの。旧制度の「特定活動（技能実習）」は現行制度の「技能実習 2 号」に対応する。

(注 2) 表の平成 19 年から平成 21 年までの数は、旧制度において「特定活動（技能実習）」に移行した者の数。平成 22 年及び平成 23 年の数は、旧制度において「特定活動（技能実習）」に移行した者の数と現行制度において「技能実習 2 号」に移行した者の数を合わせた数。

(3) 在留資格取得の許可（同法第 22 条の 2）

我が国で出生したり、日本国籍を離脱したりして外国人となった者や、日米地位協定に基づき在留資格を要しないで在留する米国軍人等でその身分を失った外国人が、引き続き我が国に在留しようとする場合には、在留資格取得の許可を受ける必要がある。

平成 23 年に在留資格取得の許可を受けた外国人は 6,528 人で、22 年と比べて 1,003 人（13.3%）の減少となっている。

(4) 再入国の許可（同法第 26 条）

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、出国前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続を経ることなく、現に有する在留資格及び在留期間により入国・上陸することができる。

平成 23 年に再入国許可を受けた外国人は 66 万 4,010 人であり、22 年と比べて 8 万 5,215 人

(14.7%) の増加となっている。

近年、再入国許可を受けた外国人は、60 万人未満で微増・微減を繰り返していたが、平成 23 年は、3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響で、一時的に我が国から出国した外国人が例年になく大幅に増加したものと考えられる。

(5) 資格外活動の許可（同法第 19 条第 2 項）

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される。

平成 23 年に資格外活動許可を受けた外国人は 13 万 6,450 人で、22 年と比べて 2 万 7,204 人 (16.6%) 減少している。

(6) 永住許可（同法第 22 条）

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの永住許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し、一定の要件を満たすと認められる場合に付与される。

永住許可の要件については、平成 17 年 3 月 31 日に「『我が国への貢献』に関するガイドライン」を策定してホームページ上に公表したほか、貢献を認められて永住許可となった事例、不許可となった事例についてもホームページに掲載し、随時更新している。18 年 3 月 31 日には「永住許可に関するガイドライン」を新設して永住許可に係る一般的要件や、在留年数に係る基準を公表したほか、「『我が国への貢献』に関するガイドライン」についても一部改定した。

永住許可を受けた外国人は、平成 19 年には過去最高の 6 万 509 人となったが、その後減少傾向にあり、22 年は 4 万 7,898 人、23 年は 4 万 1,327 人となった（表 14）。

表 14 国籍（出身地）別永住許可件数の推移

（件）

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	60,509	57,806	53,820	47,898	41,327
中	国	15,875	16,140	16,957	16,714	16,436
フ	イ	8,723	8,982	9,248	9,157	7,210
ラ	ジ	19,793	16,824	11,430	7,549	5,172
韓	国	3,788	3,914	4,060	3,760	3,221
ベ	ル	3,241	2,783	2,389	1,756	1,335
そ	の	9,089	9,163	9,736	8,962	7,953

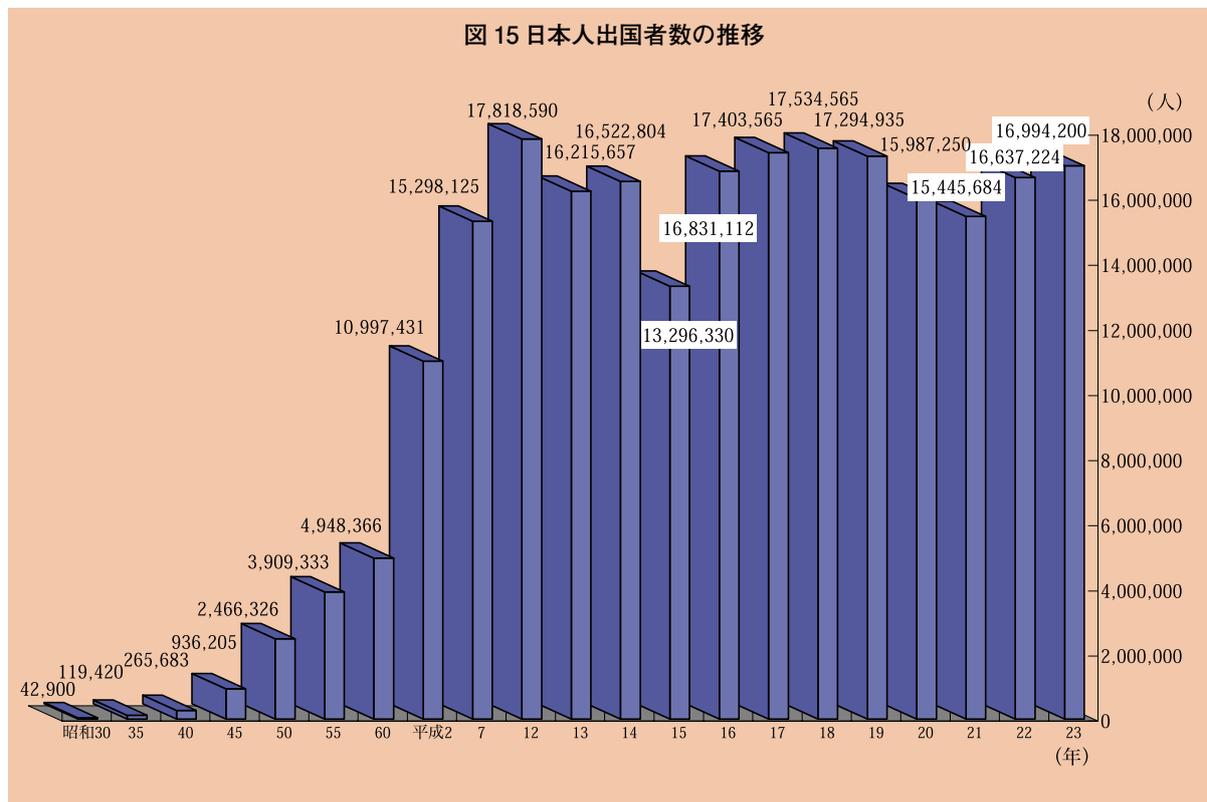
※ 表中「中国」には台湾、香港、その他を含む。

第3節 日本人の出帰国の状況

① 出国者

(1) 総数

平成 23 年の日本人出国者総数は 1,699 万 4,200 人で、22 年と比べ 35 万 6,976 人 (2.1%) 増加した (図 15)。



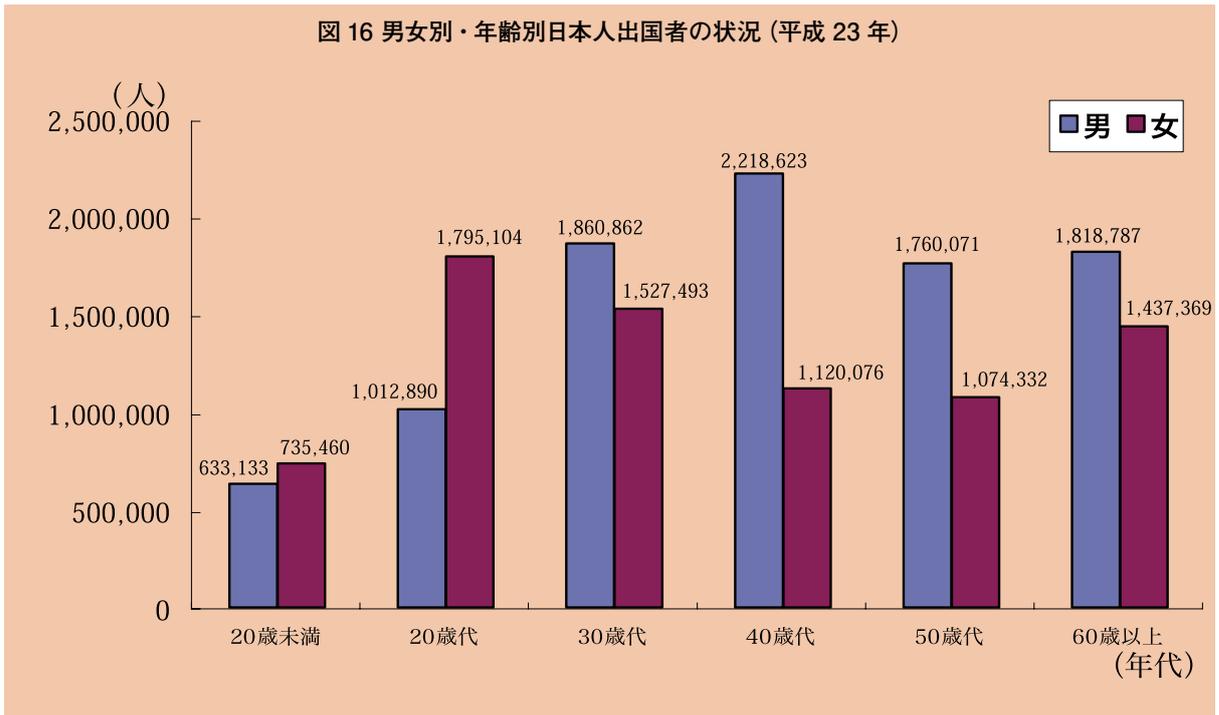
(2) 男女別・年齢別

平成 23 年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が 930 万 4,366 人、女性が 768 万 9,834 人で、男性が全体の 54.8%、女性が 45.2% となっている。この男女比率は 13 年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性のそれを上回っている。

年齢別に見ると、30 歳代が 338 万 8,355 人で出国者全体の 19.9% を占めており、以下、40 歳以上 333 万 8,699 人 (19.6%)、60 歳代 325 万 6,156 人 (19.2%)、50 歳代 283 万 4,403 人 (16.7%)、20 歳代 280 万 7,994 人 (16.5%) の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、20 歳未満及び 20 歳代については女性の割合が男性のそれを上回り、特に、20 歳代については女性の占める比率が 63.9% と極めて高くなっているが、これら以外の年代については、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている (図 16)。

図16 男女別・年齢別日本人出国者の状況(平成23年)



(3) 空港・海港別

平成23年における日本人出国者数について、出国した空・海港別に見ると、空港を利用した出国者は1,679万7,550人で全体の98.8%を占めている。外国人の入国者（空港利用者が93.6%）に比べ、更に空港利用者の割合が高くなっている。

平成23年中に空港を利用した出国者のうち、成田空港の利用者数は759万249人で空港からの出国者全体の45.2%、関西空港の利用者数が338万8,895人で20.2%を占めており、空港からの出国者全体の65.4%がこれら2空港を利用している。また、成田・関西空港以外では、羽田空港260万5,668人（15.5%）、中部空港161万7,463人（9.6%）の順になっている。

一方、平成23年中に海港を利用した出国者のうち、韓国との間で定期客船が就航している博多港利用者数が14万5,689人で海港からの出国者全体の74.1%、下関港が2万720人で10.5%を占めており、海港からの出国者全体の84.6%がこの2海港を利用している。また、これら2海港以外では、大阪港9,184人（4.7%）、横浜港4,958人（2.5%）の順となっている。

2 帰国者

平成23年の日本人帰国者総数は1,692万1,103人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後1月以内に帰国した人が1,553万7,452人で全体の91.8%を占めており、このうち10日以内に帰国した人は1,409万4,234人で、出国後1月以内に帰国した日本人の90.7%を占めている。

これは日本人海外渡航者の多くが観光、ビジネス目的という比較的短期間の用務で出国し、速やかに帰国しているためと考えられる。この傾向は近年続いており、大きな変化は認められない（表15）。



空港上陸審査風景

表 15 滞在期間別日本人帰国者数の推移

(人)

滞在期間	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	17,199,310	15,905,433	15,432,549	16,611,884	16,921,103
5	日 以 内	10,125,098	9,344,449	9,341,903	9,904,585	10,039,111
	5 日を超えて 10 日以内	4,370,202	3,935,729	3,613,776	4,002,339	4,055,123
	10 日を超えて 20 日以内	1,066,490	1,007,021	897,894	998,258	1,054,248
	20 日を超えて 1 月以内	356,190	342,367	298,834	347,066	388,970
	1 月を超えて 3 月以内	566,805	560,726	529,070	542,196	588,327
	3 月を超えて 6 月以内	316,000	319,749	324,165	314,762	323,218
	6 月を超えて 1 年以内	268,808	270,411	290,320	258,013	256,264
	1 年を超えて 3 年以内	113,569	111,398	124,015	124,335	119,588
	3 年 を 超 え る	10,323	8,354	7,479	8,567	8,281
不	詳	5,825	5,229	5,093	111,763	87,973

第2章 外国人の退去強制手続業務の状況

第1節 不法残留者の状況

入国管理局の電算統計に基づく推計では、平成24年1月1日現在の不法残留者（許可された期間を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は、6万7,065人であり、23年1月1日現在7万8,488人と比べて1万1,423人（14.6%）減、過去最高であった5年5月1日現在の29万8,646人と比べて23万1,581人（77.5%）減で、一貫して減少している。

これは、厳格な入国審査の実施、関係機関との密接な連携による入管法違反外国人の摘発の実施、不法就労防止に関する積極的な広報の実施など、総合的な対策の効果によるものである。



違反調査風景

① 国籍（出身地）別

平成24年1月1日現在の不法残留者数について国籍（出身地）別に見ると、韓国が1万6,927人で最も多く、全体の25.2%を占めており、以下、中国7,807人（11.6%）、フィリピン6,908人（10.3%）、中国（台湾）4,571人（6.8%）、タイ3,714人（5.5%）、マレーシア2,237人（3.3%）、シンガポール1,586人（2.4%）の順となっている（図17、表16）。

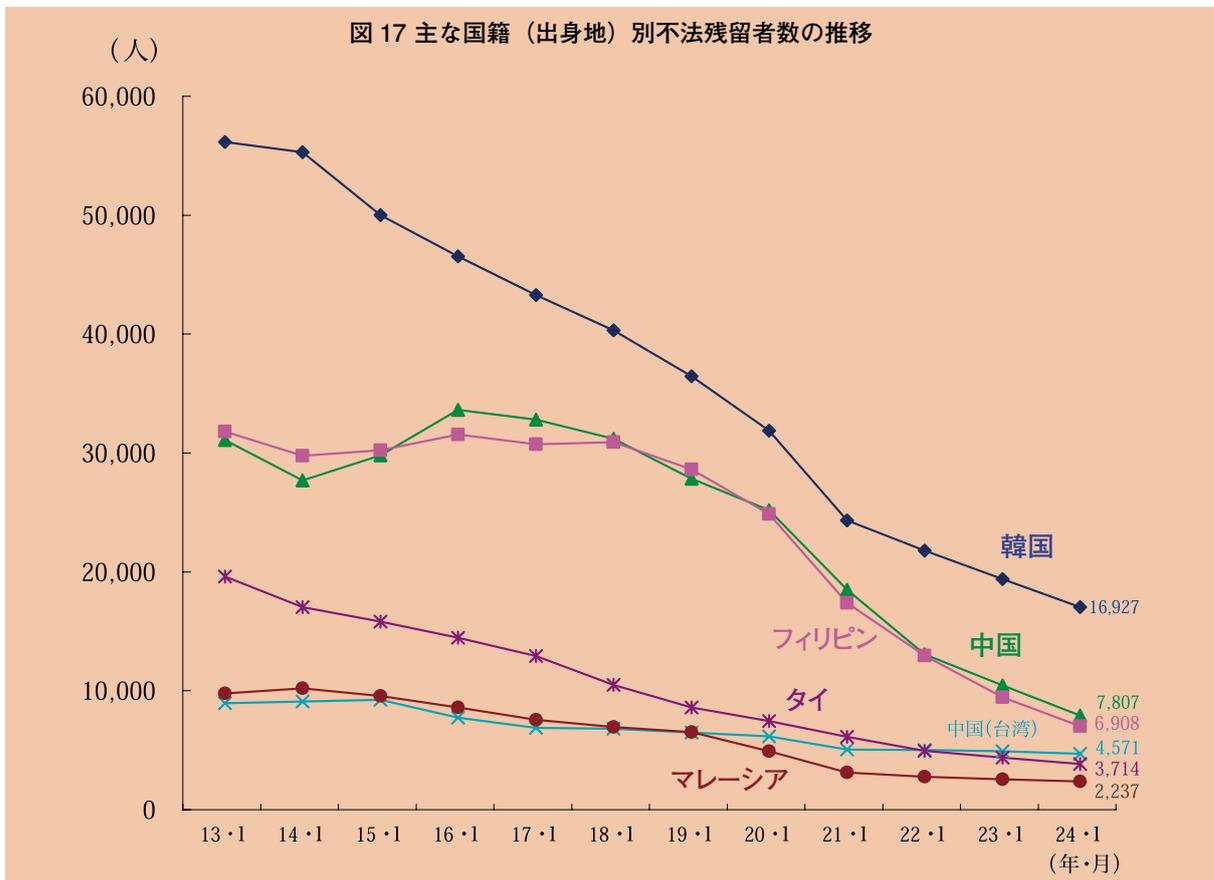


表 16 国籍（出身地）別不法残留者数の推移

(人)

年月日 国籍 (出身地)	平成 3年 5月1日	4年 5月1日	5年 5月1日	6年 5月1日	7年 5月1日	8年 5月1日	9年 1月1日	10年 1月1日	11年 1月1日	12年 1月1日	13年 1月1日	14年 1月1日	15年 1月1日	16年 1月1日	17年 1月1日	18年 1月1日	19年 1月1日	20年 1月1日	21年 1月1日	22年 1月1日	23年 1月1日	24年 1月1日
総数	159,828	278,892	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418	207,299	193,745	170,839	149,785	113,072	91,778	78,488	67,065
韓国	25,848	35,687	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874	46,425	43,151	40,203	36,321	31,758	24,198	21,660	19,271	16,927
中国	17,535	25,737	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676	33,522	32,683	31,074	27,698	25,057	18,385	12,933	10,337	7,807
フィリピン	27,228	31,974	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100	31,428	30,619	30,777	28,491	24,741	17,287	12,842	9,329	6,908
中国(台湾)	5,241	6,729	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126	7,611	6,760	6,696	6,347	6,031	4,950	4,889	4,774	4,571
タイ	19,093	44,354	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693	14,334	12,787	10,352	8,460	7,314	6,023	4,836	4,264	3,714
マレーシア	14,413	38,529	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442	8,476	7,431	6,822	6,397	4,804	2,986	2,661	2,442	2,237
シンガポール	1,435	1,712	1,914	2,342	2,600	2,850	2,946	3,027	3,084	3,178	3,302	3,494	3,556	3,216	3,075	3,587	2,241	2,207	2,128	2,107	1,789	1,586
ペルー	487	2,783	9,038	12,918	15,301	13,836	12,942	11,606	10,320	9,158	8,502	7,744	7,322	7,230	6,624	5,997	5,283	4,481	3,396	2,402	1,794	1,377
ブラジル	944	2,703	2,210	2,603	3,104	3,763	5,026	4,334	3,288	3,266	3,578	3,697	3,865	4,728	4,905	2,762	2,286	2,297	1,939	1,645	1,536	1,290
スリランカ	2,281	3,217	3,763	3,395	2,980	2,783	2,751	3,071	3,734	3,907	3,489	3,730	3,909	4,242	4,209	4,590	4,042	3,615	2,796	1,952	1,498	1,256
その他	45,323	85,467	79,882	73,715	68,622	67,244	66,779	65,834	63,334	59,773	56,586	56,995	57,989	58,206	55,055	50,885	43,273	37,480	28,984	23,851	21,454	19,392

※ 表中「中国」には、台湾、香港、その他を含まない。

不法残留者数が過去最高であった平成5年5月1日以降の推移を見ると、5年5月1日現在の不法残留者の国籍（出身地）は、タイが最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっており、24年1月1日現在の順位は韓国が最も多く、次いで中国、フィリピン、中国（台湾）、タイとなっている。

国籍（出身地）別の推移を見ると、韓国は、「短期滞在」の在留資格で行うことのできる活動を行うおうとする者に対し、査証免除措置が実施されたことにより、新規入国者数が大幅に増加したにもかかわらず、平成11年1月1日以降一貫して減少傾向にある。タイは5年5月1日以降一貫して減少しており、またマレーシア及びペルーも、それぞれ5年6月1日、7年7月15日に査証取得勸奨措置が採られたことから、減少傾向にある。中国は6年から14年までは減少していたところ、15年には増加に転じ、16年も引き続き増加したが、17年以降は再び減少傾向にある。フィリピンは10年以降減少していたが、15年から18年にかけて増減を繰り返し、19年以降は減少している。

② 在留資格別

不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、「短期滞在」が4万6,845人で最も多く、全体の69.9%を占めている。以下、「日本人の配偶者等」5,060人（7.5%）、「留学」3,187人（4.8%）、「興行」2,956人（4.4%）、「定住者」2,627人（3.9%）となっており、前年同期と比べ、「短期滞在」は7,375人（13.6%）、「日本人の配偶者等」は783人（13.4%）、「留学」は1,135人（26.3%）、「興行」は469人（13.7%）、「定住者」は572人（17.9%）減少している。「短期滞在」は平成5年5月1日以降引き続き減少傾向にあり、「興行」については14年1月1日に増加に転じ、その後も引き続き増加していたが、17年1月以降減少傾向にある。「留学」についても13年1月1日から増加していたが、18年1月以降減少に転じている（表17）。

表 17 在留資格別不法残留者数の推移

(人)

在留資格	年月日	平成 19 年 1 月 1 日	20 年 1 月 1 日	21 年 1 月 1 日	22 年 1 月 1 日	23 年 1 月 1 日	24 年 1 月 1 日
総	数	170,839	149,785	113,072	91,778	78,488	67,065
短	期	117,289	102,069	76,651	63,169	54,220	46,845
日	本	11,724	10,502	7,576	6,456	5,843	5,060
留	学	12,729	10,978	8,276	5,842	4,322	3,187
興	行	8,162	6,624	5,015	4,120	3,425	2,956
定	住	6,344	5,499	4,044	3,505	3,199	2,627
そ	の	14,591	14,113	11,510	8,686	7,479	6,390

※ 「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」（平成 22 年 7 月 1 日施行前の出入国管理及び難民認定法上の在留資格）だった者の数も含まれる。

第 2 節 退去強制手続を執った入管法違反事件の概要

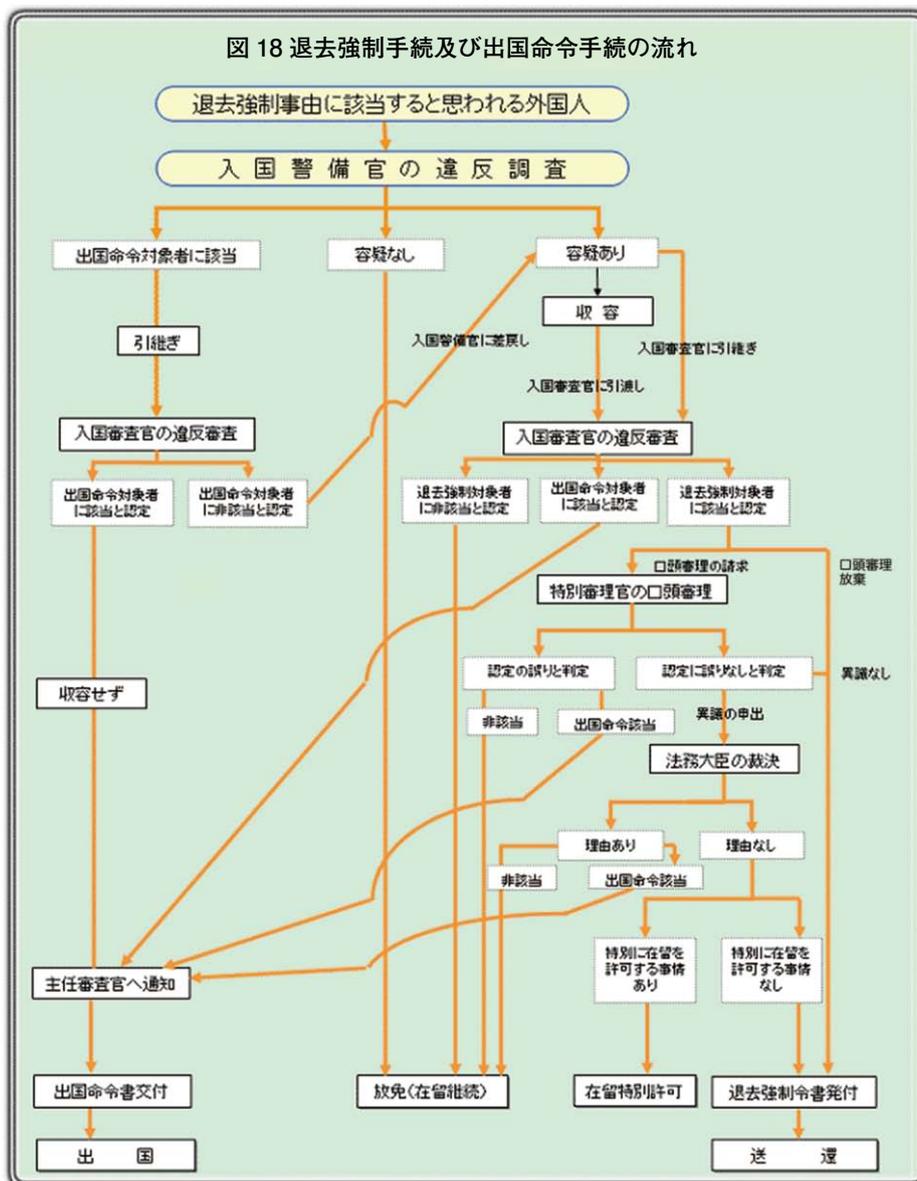
① 退去強制事由別

平成 23 年に退去強制手続を執った入管法違反者は 2 万 659 人で、22 年と比べて 3,554 人減少している。このうち、出国命令制度の対象者として入国審査官に引き継いだ者は 4,501 人であった（図 18）。

退去強制事由別内訳を見ると、不法残留 1 万 5,925 人（77.1%）、不法入国 2,862 人（13.9%）、資格外活動 542 人（2.6%）の順となり、依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている（表 18）。



摘発風景



国籍（出身地）別では、中国が6,350人（30.7%）と最も多く、9年連続で最多となった。次いで、フィリピン4,346人（21.0%）、韓国2,625人（12.7%）の順となり、これら上位3か国で全体の60%以上を占めている（表19）。

表 18 退去強制事由別入管法違反事件の推移

(人)

退去強制事由	年	平成 19	20	21	22	23
総数		45,502	39,382	32,661	24,213	20,659
不法入国		7,454	6,136	5,373	3,867	2,862
不法上陸		342	253	186	134	164
資格外活動		1,409	1,153	810	751	542
不法残留		35,417	31,045	25,503	18,578	15,925
刑罰法令違反等		880	795	789	883	1,166
不法就労者		36,982	32,471	26,545	18,490	13,913

表 19 国籍（出身地）別入管法違反事件の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成 19	20	21	22	23
総数		45,502	39,382	32,661	24,213	20,659
中国		11,981	10,963	9,522	7,294	6,350
フィリピン		9,185	7,847	6,370	5,058	4,346
韓国		6,560	4,993	3,934	3,215	2,625
タイ		2,467	2,020	1,832	1,475	1,108
ブラジル		663	537	536	581	825
ベトナム		1,571	1,708	1,373	887	717
ペルー		1,068	1,064	1,216	742	597
スリランカ		1,449	1,432	1,171	624	449
インドネシア		2,153	2,284	1,632	735	449
アメリカ		185	168	124	176	258
その他		8,220	6,366	4,951	3,426	2,935

※ 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

なお、平成23年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していた外国人は1万3,913人で全体の67.3%を占めている。

以下、退去強制事由別にその事案の特徴を見ることとする。

(1) 不法入国

平成23年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法入国者^(注)数は、22年と比べて1,005人（26.0%）減少して2,862人となり、入管法違反者全体の13.9%を占めている。過去の推移を見ると、15年以降増加傾向にあったものの、18年以降は減少に転じており、入管法違反者全体に占める不法入国者の比率も減少傾向にあることなどから、水際対策の効果が現れているものと思われる。

国籍（出身地）別に見ると、中国が949人で最も多く全体の33.2%を占め、次いでフィリピン799人（27.9%）、韓国270人（9.4%）の順となっており、平成14年以降、上位2か国の順位に変動は見られない。

利用交通手段別に見ると、平成23年中に退去強制手続を執った不法入国者のうち、航空機による

(注) 不法入国者とは、入管法第3条第1項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては、有効な旅券を所持しない外国人（有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。）（同項第1号）及び入国審査官から上陸許可の証印若しくは第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けずに本邦に上陸する目的を有する外国人（同項第2号）は本邦に入ってはならないと規定しており、これに違反した者は不法入国者となる。したがって、有効な旅券や乗員手帳を所持している場合であっても、同項第2号に該当する場合は不法入国者となる。

不法入国者数は 22 年と比べて 744 人 (26.1%) 減少し 2,105 人となった。これは、不法入国者全体の 73.5% に当たり、依然として航空機による不法入国が多数を占めている。また、船舶による不法入国者数は 22 年と比べて 261 人 (25.6%) 減少し 757 人となった (表 20, 21, 22)。

表 20 国籍 (出身地) 別不法入国事件の推移

(人)

国籍 (出身地) \ 年	平成 19	20	21	22	23
総数	7,454	6,136	5,373	3,867	2,862
中国	2,410	2,020	1,648	1,212	949
フィリピン	1,624	1,376	1,237	1,065	799
韓国	619	478	427	327	270
タイ	680	503	416	303	198
ペルー	243	261	377	189	119
イラン	382	248	174	133	112
インドネシア	281	260	269	132	83
スリランカ	151	165	130	82	57
ナイジェリア	67	50	50	37	37
バングラデシュ	349	263	160	79	35
その他	648	512	485	308	203

※ 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

表 21 国籍 (出身地) 別航空機による不法入国事件の推移

(人)

国籍 (出身地) \ 年	平成 19	20	21	22	23
総数	5,448	4,462	3,880	2,849	2,105
フィリピン	1,519	1,301	1,153	1,006	760
中国	1,215	942	698	533	443
タイ	633	471	387	284	192
ペルー	241	261	377	188	119
韓国	318	224	165	141	104
その他	1,522	1,263	1,100	697	487

※ 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

表 22 国籍 (出身地) 別船舶による不法入国事件の推移

(人)

国籍 (出身地) \ 年	平成 19	20	21	22	23
総数	2,006	1,674	1,493	1,018	757
中国	1,195	1,078	950	679	506
韓国	301	254	262	186	166
フィリピン	105	75	84	59	39
イラン	59	46	33	20	16
バングラデシュ	194	127	78	23	13
その他	152	94	86	51	17

※ 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(2) 不法上陸

平成 23 年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した不法上陸者数は、22 年と比べて 30 人 (22.4%) 増加し 164 人となったが、これは入管法違反者全体の 0.8% であった (表 23)。

表 23 国籍（出身地）別不法上陸事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	342	253	186	134	164
ト	ル	19	39	17	27	72
中	国	137	58	50	25	20
韓	国	15	17	10	11	12
ア	メ	1	2	1	0	6
パ	キ	6	3	6	2	5
ロ	シ	15	7	4	7	5
中	国（台湾）	8	4	6	8	5
フ	ィ	26	14	14	9	4
タ	イ	11	9	18	7	4
マ	レ	1	0	2	2	4
そ	の	103	100	58	36	27

※ 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(3) 不法残留

平成 23 年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法残留者数は 22 年と比べて 2,653 人（14.3%）減少し、1 万 5,925 人となった。これは入管法違反者全体の 77.1% に当たる。

国籍（出身地）別に見ると、中国が 4,848 人で最も多く全体の 30.4% を占めており、次いでフィリピン 3,280 人（20.6%）、韓国 2,082 人（13.1%）、タイ 860 人（5.4%）、ブラジル 649 人（4.1%）の順となっている（表 24）。

表 24 国籍（出身地）別不法残留事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 19	20	21	22	23
総	数	35,417	31,045	25,503	18,578	15,925
中	国	8,811	8,326	7,342	5,494	4,848
フ	ィ	7,136	6,188	4,960	3,797	3,280
韓	国	5,484	4,147	3,104	2,582	2,082
タ	イ	1,728	1,444	1,347	1,130	860
ブ	ラ	434	346	375	434	649
ベ	ト	1,435	1,570	1,268	783	635
ペ	ル	792	779	812	529	446
ス	リ	1,244	1,216	1,026	515	375
イ	ン	1,837	1,978	1,350	590	350
ア	メ	163	143	99	157	224
そ	の	6,353	4,908	3,820	2,567	2,176

※ 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく、付与された在留資格以外の報酬を受ける等の就労活動を専ら行っていた場合には、資格外活動として退去強制手続が執られることとなるが、その数は、平成 23 年は 22 年と比べて 209 人（27.8%）減少し 542 人となった。これは、退去強制手続を執った入管法違反者全体の 2.6% である。

国籍（出身地）別に見ると、中国が 192 人で最も多く全体の 35.4% を占めており、次いで韓国 125 人（23.1%）、フィリピン 71 人（13.1%）の順となっており、これら上位 3 か国で全体の 71.6% を占めている（表 25）。

表 25 国籍（出身地）別資格外活動事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 19	20	21	22	23
総数		1,409	1,153	810	751	542
中国		395	369	266	291	192
韓国		380	275	306	207	125
フィリピン		297	189	85	57	71
ネパール		21	35	10	45	60
インドネシア		23	29	11	4	14
インド		27	23	8	19	13
ベトナム		49	56	15	36	12
バングラデシュ		13	26	18	23	11
スリランカ		8	16	9	15	10
中国（台湾）		48	48	25	29	9
その他		148	87	57	25	25

※ 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

② 不法就労事件

（1）概況

平成 23 年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は 1 万 3,913 人で、入管法違反者全体の 67.3% を占め、我が国に潜伏する不法滞在外国人の多くが不法就労していることを裏付けている。

このような状況は、今日の厳しい雇用情勢にあって、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪う等公正な労働市場を侵害するとの指摘もなされているほか、不法就労者のあっせんブローカーが多額の不当な利益を得る一方で、これら外国人が本来得るべき賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な補償が受けられないなど、不法就労者本人の人権上の問題も発生している。

（2）国籍（出身地）別

不法就労者の国籍は、近隣アジア諸国を中心に 80 か国（出身地）に及び、依然として多国籍の状態にある。

国籍（出身地）別に見ると、中国が 4,876 人で最も多く全体の 35.0% を占めており、次いでフィリピン 2,632 人（18.9%）、韓国 1,918 人（13.8%）、タイ 843 人（6.1%）、ベトナム 521 人（3.7%）の順となっており、これら上位 5 か国で全体の約 78% を占めている。ここ数年の推移を見ると、中国が高い割合を占めている（表 26）。

表 26 国籍（出身地）別不法就労事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 19	20	21	22	23
	総	数	36,982	32,471	26,545	18,490
	男	20,926	19,270	16,522	10,943	7,954
	女	16,056	13,201	10,023	7,547	5,959
中	国	10,223	9,583	8,205	6,039	4,876
	男	5,910	5,950	5,343	3,887	2,968
	女	4,313	3,633	2,862	2,152	1,908
フ	イ	7,075	6,083	4,845	3,573	2,632
	男	2,815	2,559	2,250	1,491	1,052
	女	4,260	3,524	2,595	2,082	1,580
韓	国	5,315	4,077	3,241	2,590	1,918
	男	1,977	1,555	1,306	985	670
	女	3,338	2,522	1,935	1,605	1,248
タ	イ	2,013	1,694	1,512	1,171	843
	男	985	903	822	645	456
	女	1,028	791	690	526	387
ベ	ト	1,318	1,473	1,152	722	521
	男	756	887	741	483	323
	女	562	586	411	239	198
イ	ン	2,034	2,162	1,557	675	397
	男	1,438	1,568	1,230	518	333
	女	596	594	327	157	64
ス	リ	1,264	1,278	1,042	554	365
	男	1,117	1,150	946	507	335
	女	147	128	96	47	30
ペ	ル	785	786	932	487	324
	男	518	532	652	311	218
	女	267	254	280	176	106
モ	ン	493	420	304	231	201
	男	255	219	175	132	111
	女	238	201	129	99	90
ブ	ラ	246	198	198	165	183
	男	193	152	158	125	149
	女	53	46	40	40	34
そ	の	6,216	4,717	3,557	2,283	1,653
	男	4,962	3,795	2,899	1,859	1,339
	女	1,254	922	658	424	314

※ 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(3) 男女別

不法就労者の男女別構成は、男性が7,954人（57.2%）、女性が5,959人（42.8%）であり、昨年に比べると、女性の割合が増加している。

(4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では、工員が2,809人で最も多く全体の20.2%を占めており、次いでホステス等接客業2,011人（14.5%）、建設作業員1,772人（12.7%）の順となっている。

また、男女別に見ると、男性は工員が最も多く、次いで建設作業員、その他の労務作業員の順となり、女性はスナック等で働くホス



不法就労摘発風景

テス等接客業が最も多く、次いで工具、ウェイトレス等給仕の順となっている（表 27）。

表 27 就労内容別不法就労事件の推移

(人)

就労内容	年	平成 19	20	21	22	23
	総	数	36,982	32,471	26,545	18,490
	男	20,926	19,270	16,522	10,943	7,954
	女	16,056	13,201	10,023	7,547	5,959
工	員	11,572	11,366	8,220	4,168	2,809
	男	7,898	7,670	5,687	2,846	1,869
	女	3,674	3,696	2,533	1,322	940
ホステス等接客業		5,809	4,452	3,323	2,679	2,011
	男	400	429	331	240	120
	女	5,409	4,023	2,992	2,439	1,891
建設作業	者	4,458	3,831	3,938	2,383	1,772
	男	4,401	3,792	3,890	2,358	1,750
	女	57	39	48	25	22
その他の労務作業	者	2,792	3,092	2,461	1,715	1,527
	男	2,190	2,342	1,899	1,347	1,173
	女	602	750	562	368	354
ウェイトレス・バーテン等		3,073	2,149	1,487	1,265	1,109
	男	1,190	807	596	464	417
	女	1,883	1,342	891	801	692
その他のサービス業従事者		1,953	1,483	1,312	1,166	961
	男	739	598	533	490	379
	女	1,214	885	779	676	582
その他		7,325	6,098	5,804	5,114	3,724
	男	4,108	3,632	3,586	3,198	2,246
	女	3,217	2,466	2,218	1,916	1,478

(5) 稼働場所（都道府県）別

不法就労者の稼働場所を都道府県別で見ると、東京都が 2,763 人で最も多く全体の 19.9% を占めており、次いで千葉県 1,919 人（13.8%）、神奈川県 1,663 人（12.0%）、愛知県 1,637 人（11.8%）、茨城県 1,286 人（9.2%）の順となっており、依然として不法就労者の稼働場所は首都圏を中心に関東から近畿に及ぶ太平洋岸地域に集中している。関東地区 1 都 6 県（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木）で不法就労者全体の 68.1%、中部地区 9 県（新潟、長野、山梨、富山、石川、福井、静岡、岐阜、愛知）で全体の 19.7% と高い割合を占めているが、全国 47 都道府県において不法就労者の稼働が確認されている（表 28）。

表 28 稼働場所別不法就労事件の推移

(人)

都道府県	年	平成 19	20	21	22	23
	総	数	36,982	32,471	26,545	18,490
東 京 都		8,940	5,862	4,618	3,462	2,763
千 葉 県		3,021	2,824	2,784	2,316	1,919
神 奈 川 県		4,499	4,497	3,522	2,594	1,663
愛 知 県		4,724	4,801	3,924	2,188	1,637
茨 城 県		2,243	2,465	2,448	1,805	1,286
埼 玉 県		3,183	2,784	2,215	1,528	1,112
大 阪 府		1,548	1,439	1,060	894	623
群 馬 県		1,961	1,980	1,375	717	447
静 岡 県		1,243	1,092	800	439	371
長 野 県		867	532	424	346	297
そ の 他		4,753	4,195	3,375	2,201	1,795

③ 違反審判の概況

(1) 事件の受理・処理

退去強制事由に該当する疑いのある外国人は、入国警備官による違反調査の後、入国審査官に引き渡され、違反審査手続が行われる。同手続は、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理、法務大臣による裁決の三審制の仕組みとなっている。

平成 23 年における違反審査の受理件数は 2 万 1,584 件であり、19 年以降連続して減少している（表 29）。



違反審判風景

表 29 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移

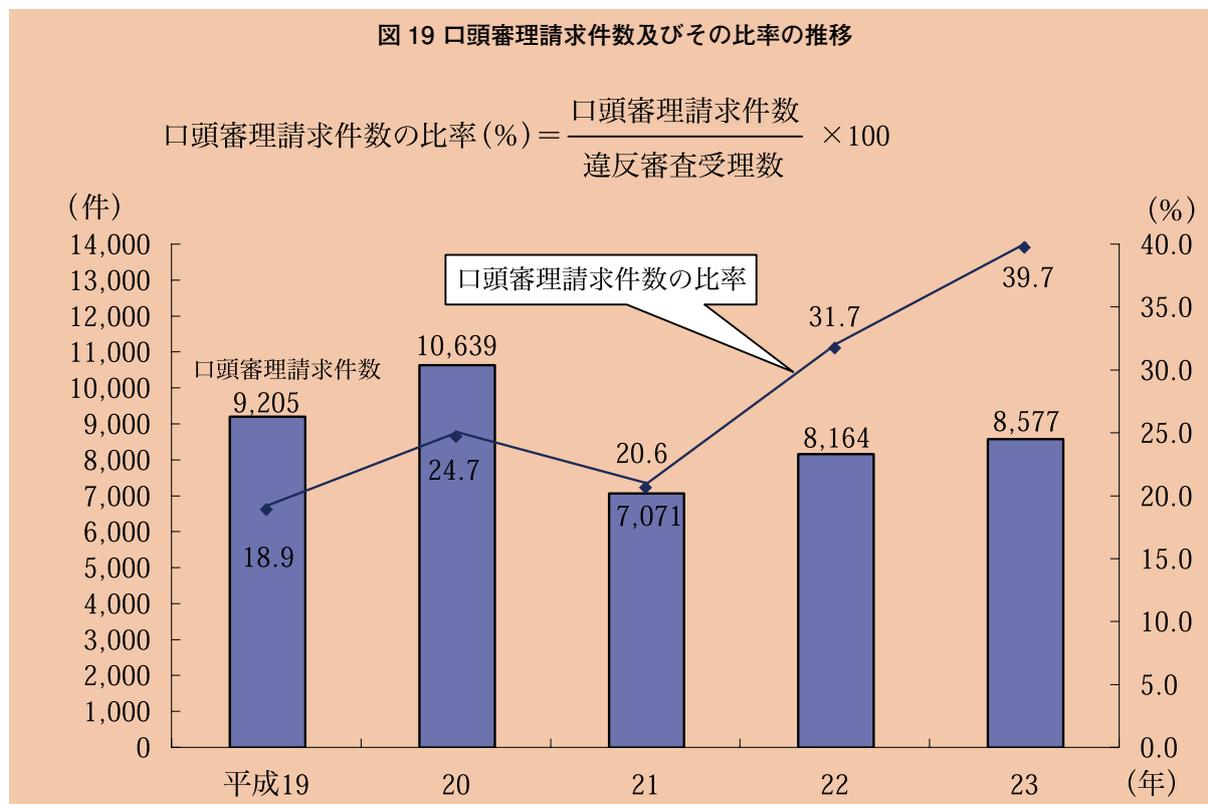
(件)

区分		年	平成 19	20	21	22	23	
違反審査	受理		48,647 (2,918)	43,073 (3,274)	34,247 (1,234)	25,731 (1,375)	21,584 (771)	
	既済	非該当		3	4	2	10	5
		退去強制令書発付		26,215	22,179	16,312	11,386	7,628
		口頭審理請求		9,205	10,639	7,071	8,164	8,577
		出国命令書交付		9,691	8,477	9,041	5,186	4,501
	未済, その他		3,533	1,774	1,821	985	873	
口頭審理	受理		10,101 (846)	11,247 (562)	7,607 (506)	8,777 (587)	9,286 (674)	
	既済	非該当		-	2	-	1	3
		退去強制令書発付		134	166	104	112	120
		異議申出		9,361	10,515	6,876	7,949	8,389
		出国命令書交付		-	-	-	-	-
	未済, その他		606	564	627	715	774	
裁決	受理		10,037 (639)	11,280 (682)	7,456 (561)	8,756 (712)	9,017 (526)	
	既済	理由あり		6	3	1	-	7
		理由なし		9,245	10,593	6,630	8,107	8,440
		出国命令書交付		-	-	-	-	-
	未済, その他		786	684	825	649	570	

※ 受理件数の（）内は前年からの繰越件数で内数である。

また、平成 23 年における違反審査後の口頭審理請求件数は 8,577 件で、違反審査受理数の 39.7% に当たり、件数及び比率のいずれも 22 年と比べて増加している（図 19）。

口頭審理における特別審理官の判定を不服として法務大臣へ異議の申出をする件数も、平成 23 年は 8,389 件と増加している（表 29）。



(2) 退去強制令書の発付

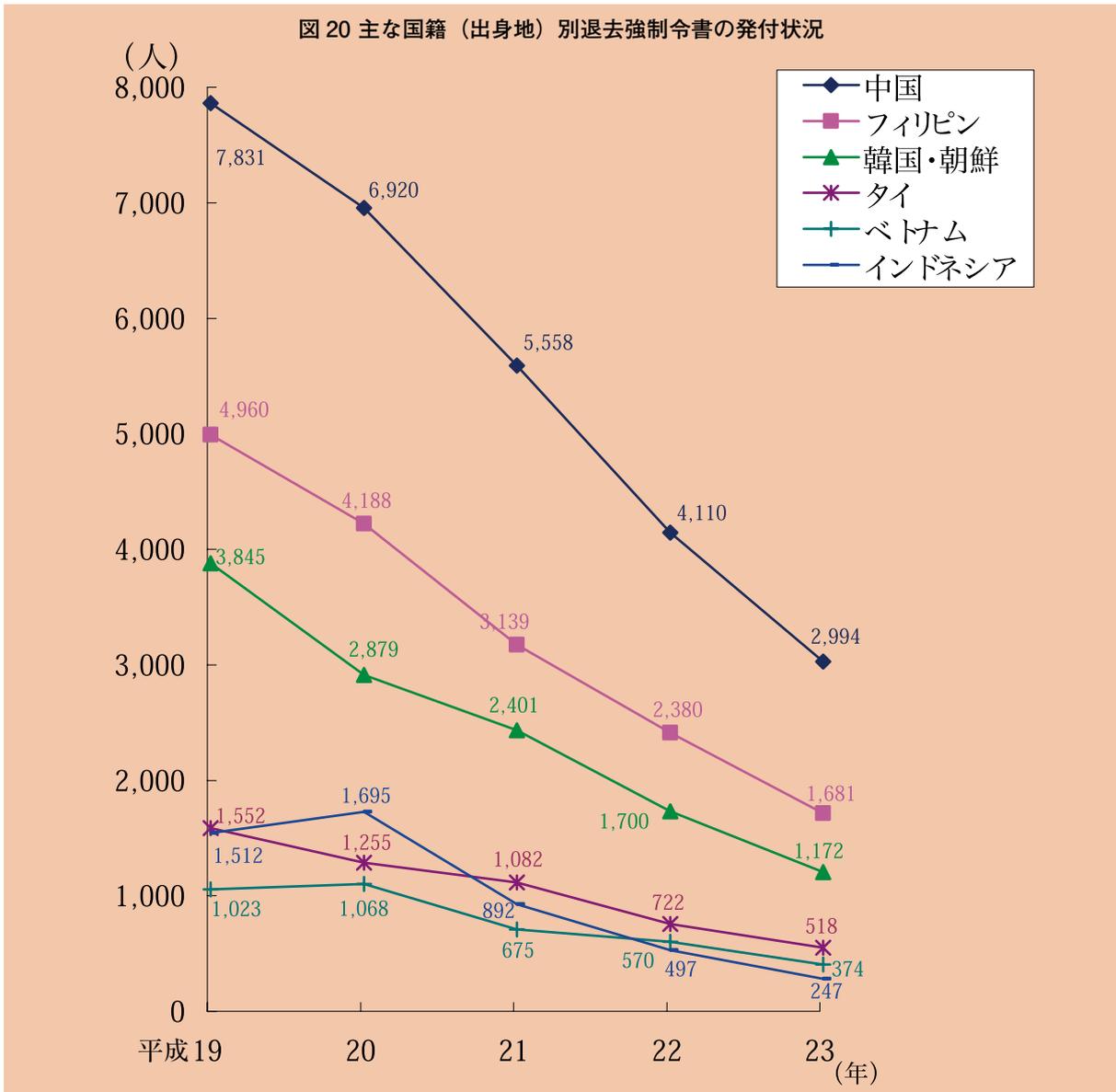
平成 23 年の退去強制令書の発付件数は 9,348 件で、退去強制事由別に見ると、不法残留が 5,588 件で、全体に占める割合は 59.8%、不法入国の割合は 21.5% となっており、いずれも前年とほぼ同様の比率となっている（表 30）。

表 30 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

(件)

退去強制事由	年	平成 19	20	21	22	23
総数		28,225	24,442	18,436	13,277	9,348
不法残留		19,403	16,966	12,130	8,665	5,588
不法入国		6,188	5,125	4,473	2,956	2,014
不法上陸		334	241	173	113	138
資格外活動		1,367	1,137	813	735	510
刑罰法令違反		738	805	641	477	771
その他		195	168	206	331	327

また、国籍（出身地）別に見ると、平成 23 年も、中国が 2,994 件で最も多く、全体の 32.0% を占めており、次いでフィリピン 1,681 件（18.0%）、韓国・朝鮮 1,172 件（12.5%）の順になっている（図 20）。



(3) 仮放免

平成 23 年に収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は、22 年と比べて 36 件増加し 2,131 件となっている。また、退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は、22 年と比べて 50 件増加し 1,062 件となっている（表 31）。

表 31 仮放免許可件数の推移

(件)

令書の種類	年	平成 19	20	21	22	23
収容令書によるもの		3,883	1,918	2,265	2,095	2,131
退去強制令書によるもの		938	819	837	1,012	1,062

(4) 在留特別許可

平成 23 年に法務大臣が在留を特別に許可した外国人の数は 6,879 人であり、22 年と比べて 520 人増加している。

なお、在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人と婚姻するなど、日本人等との密接な身分関係を有し、また実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、平成 23 年は不法残留が 5,569 件（81.0%）で最

も多い。次いで、不法入国・不法上陸の占める割合は 12.0% となっており、不法残留、不法入国・不法上陸で全体の 93.0% を占めている（表 32）。

表 32 退去強制事由別在留特別許可件数の推移

(件)

退去強制事由	年	平成 19	20	21	22	23
総数		7,388	8,522	4,643	6,359	6,879
不法残留		5,586	6,521	3,508	4,939	5,569
不法入国・不法上陸		1,457	1,640	897	1,044	827
刑罰法令違反等		345	361	238	376	483

平成 23 年に在留特別許可された者を国籍（出身地）別に見ると、中国が 1,146 件（16.7%）、韓国・朝鮮が 898 件（13.1%）となっている（表 33）。

表 33 国籍（出身地）別在留特別許可件数の推移

(件)

国籍（出身地）	年	平成 19	20	21	22	23
総数		7,388	8,522	4,643	6,359	6,879
中国		1,304	1,669	857	1,098	1,146
韓国・朝鮮		1,106	1,416	663	815	898
その他		4,978	5,437	3,123	4,446	4,835

※ 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

4 送還の概況

平成 23 年の被送還者数は、22 年と比べて 4,503 人（34.1%）減少し 8,721 人となった。

国籍（出身地）別に見ると、中国が 2,997 人で最も多く全体の 34.4% を占めており、次いでフィリピン 1,552 人（17.8%）、韓国 1,171 人（13.4%）、タイ 479 人（5.5%）、ベトナム 370 人（4.2%）の順となっている（表 34）。

表 34 国籍（出身地）別被送還者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 19	20	21	22	23
総数		27,913	23,931	18,241	13,224	8,721
中国		7,516	6,805	5,475	4,266	2,997
フィリピン		5,128	4,385	3,194	2,439	1,552
韓国		3,798	2,873	2,423	1,715	1,171
タイ		1,553	1,260	1,113	726	479
ベトナム		1,018	1,023	709	569	370
インドネシア		1,452	1,596	885	502	248
ペルー		518	495	674	384	222
ブラジル		307	268	307	226	204
スリランカ		1,090	1,046	684	419	196
イラン		480	358	231	174	140
その他		5,053	3,822	2,546	1,804	1,142

※ 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

送還方法別に見ると、送還費用を自己負担する「自費出国」による送還が全体の 96.1% を占めており、所持金のない者などの送還費用を国費で負担した被送還者数は、231 人となっている（表 35）。

表 35 送還方法別被送還者数の推移

(人)

送還方法	年	平成 19	20	21	22	23
総数		27,913	23,931	18,241	13,224	8,721
自費出国		26,818	23,093	17,569	12,812	8,379
入管法 59 条による送還		690	407	200	106	86
国費送還（個別送還）		361	383	438	291	231
国費送還（集団送還）		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0
国際受刑者移送条約		44	48	34	15	25

(注 1) 「国費送還（集団送還）」は、日本政府及び被送還者の所属国政府の費用負担により送還した場合等である。

(注 2) 「その他」は、被送還者の所属国政府の費用負担により送還したものである。

(1) 自費出国

被送還者のうち、平成 23 年に自費出国した者は 22 年と比べて 4,433 人（34.6%）減少し 8,379 人となった。

自費出国する者は、例年、被送還者全体の 95% 前後で推移しており、旅券、航空券又は帰国費用など送還に必要な要件が整い次第速やかに送還している。

送還に必要な要件が整っていない者については、退去強制手続と並行して、当該外国人から日本国内又は本国にいる関係者に連絡を取るよう指導し帰国費用等の調達に努めさせたり、旅券を所持しない者については、入国管理局から在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行うなどして早期送還に努めている（表 36）。



送還風景

表 36 国籍（出身地）別自費出国による被送還者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 19	20	21	22	23
総数		26,818	23,093	17,569	12,812	8,379
中国		7,274	6,686	5,390	4,232	2,972
フィリピン		4,988	4,242	3,096	2,368	1,494
韓国		3,763	2,836	2,402	1,704	1,158
タイ		1,503	1,214	1,084	717	473
ベトナム		1,011	1,008	695	564	363
インドネシア		1,438	1,549	878	496	244
ペルー		482	460	617	328	198
スリランカ		1,021	986	667	404	186
ブラジル		252	225	231	172	139
イラン		289	279	177	142	123
その他		4,797	3,608	2,332	1,685	1,029

※ 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

(2) 国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、在留態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、疾患を有する者、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を調達することができない者等がいるが、これらの外国人のうち、平成 23 年にそれぞれの状況等を勘案して国費により送還し

た者は、22年の291人と比べて60人（20.6%）減少し231人となった。

なお、集団で密航し、水際で検挙された中国人不法入国者については集団送還を実施していたが、集団密航の認知件数が極めて少なくなったことから、平成16年以降は集団送還を実施していない。

（3）運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で被退去強制者をその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）する必要がある^{（注）}が、その数は平成23年は86人であり、22年と比べて20人（18.9%）の減少となった（表35）。

5 出国命令事件

（1）概要

出国命令制度は、不法滞在者の自主的な出頭を促すため、平成16年の入管法改正において新たに創設された制度であり、同年12月2日から実施している。同制度では、自ら当局に出頭した不法残留者が一定の要件に該当する場合には、身柄を収容することなく簡易な手続で迅速に出国させることとなる（図18）。

なお、退去強制手続により送還された不法残留者の上陸拒否期間は5年又は10年のところ、出国命令を受けて出国した者の上陸拒否期間については、出国を促す観点から1年となっている。

（2）違反調査

平成23年に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は4,501人で、入管法違反者全体の21.8%を占めている。

ア 国籍（出身地）別

国籍（出身地）別に見ると、中国が2,247人で最も多く全体の49.9%を占めており、次いで韓国586人（13.0%）、フィリピン458人（10.2%）、ベトナム188人（4.2%）、インドネシア145人（3.2%）の順となっており、これら上位5か国で全体の80.5%を占めている（表37）。

表37 国籍（出身地）別出国命令による引継者数（平成23年）

（人）

国籍（出身地）	適条	総数	24-2-3	24-4-ロ	24-6	24-6-2	24-7
総数		4,501	5	4,320	60	1	115
中国		2,247	4	2,204	26	0	13
韓国		586	0	582	1	0	3
フィリピン		458	0	412	11	0	35
ベトナム		188	0	186	0	0	2
インドネシア		145	0	133	9	1	2
タイ		138	0	126	6	0	6
スリランカ		133	0	125	1	0	7
モンゴル		116	0	109	3	0	4
ペルー		62	0	54	0	0	8
マレーシア		48	0	46	0	0	2
その他		380	1	343	3	0	33

※ 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

（注） 運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている（同法第59条）。

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

イ 適条別

適条別に見ると、入管法第 24 条第 4 号口該当容疑が 4,320 人と最も多く全体の 96.0%を占めており、次いで同法第 24 条第 7 号該当容疑が 115 人、同法第 24 条第 6 号該当容疑が 60 人の順となっている。

(3) 審査

ア 事件の受理・処理

平成 23 年における出国命令事件の受理件数は 4,501 件であり、違反審査受理件数全体の 20.9%となっている。

出国命令対象者については、自ら出国を希望して出頭しているものであることから、入国警備官からの引継ぎ後速やかに処理している。

イ 出国命令書の交付

平成 23 年に出国命令対象者であるとして出国命令書の交付を受けた者は 4,501 人であった。

これを国籍（出身地）別に見ると、中国が 2,252 人で最も多く全体の 50.0%を占めており、次いで韓国・朝鮮 582 人（12.9%）、フィリピン 456 人（10.1%）、ベトナム 189 人（4.2%）、インドネシア 146 人（3.2%）となっており、上位 5 か国で全体の 80.5%を占めている（表 38）。

表 38 国籍（出身地）別出国命令書の交付状況

(件)

国籍（出身地）	年	平成 19	20	21	22	23
総数	数	9,691	8,477	9,041	5,186	4,501
中国	国	3,153	3,136	3,200	2,220	2,252
韓国・朝鮮		1,616	1,142	885	728	582
フィリピン		1,486	1,141	1,329	754	456
ベトナム		359	472	603	189	189
インドネシア		623	590	707	183	146
タイ		313	222	288	229	139
スリランカ		312	238	327	151	136
モンゴル		210	153	126	82	113
ペルー		239	212	367	93	61
マレーシア		196	123	139	67	49
その他		1,184	1,048	1,070	490	378

※ 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

(4) 出国確認

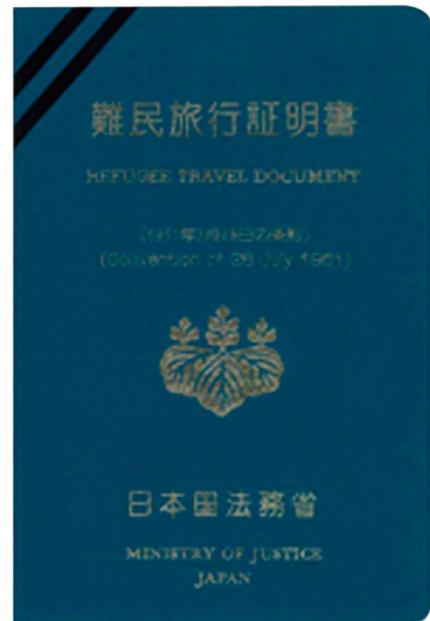
出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様、出国港において ED カード 1 通を入国審査官に提出し出国の証印を受けるとともに、入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

第3章 難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に難民条約に、次いで57年には難民議定書（以下、難民条約と難民議定書を合わせて「難民条約等」という。）に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところである^(注)が、近年、国際情勢が刻々と変化する中で、世界の各地で起こる地域紛争や各国国内情勢の不安定化等を反映し、我が国における難民認定申請者数は増加傾向にあり、それに伴って我が国社会の関心も増大してきている。

我が国としては、これらの状況を踏まえ、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見直すこととし、仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等を含む入管法等改正法が平成17年5月16日から施行されている。

入国管理局としては、難民認定制度を適正に運用するとともに、組織及び審査体制を整備強化する等して迅速かつ適切な処理に努めている。



難民旅行証明書

第1節 難民認定の申請及び処理

① 難民認定申請

平成23年に我が国において難民認定申請を行った者は1,867人であり、22年に比べ665人増加し、前年の約1.6倍と過去最高の申請者数となった（表39）。

表39 難民認定申請数の推移 (人)

	平成19年	20年	21年	22年	23年
申請数	816	1,599	1,388	1,202	1,867

申請者の国籍は57か国にわたり、主な国籍は、申請の多い順にミャンマー491人、ネパール251人、トルコ234人、スリランカ224人、パキスタン169人となっている。

また、申請者の申請時における在留態様は、正規在留者が1,159人（62.1%）、不正規在留者が708人（37.9%）であり、不正規在留者のうち、自ら出頭して申請した者は168人（23.7%）、収容令書又は退去強制令書が発付された後に申請を行った者は540人（76.3%）となっている。

なお、申請者の約3割に当たる540人が、過去に難民認定申請を行ったことがある者である。

② 難民認定申請の処理

平成23年における難民認定申請の処理は2,119人であり、22年に比べ664人増加し、前年の約1.5

(注) 我が国は、昭和56年10月3日に難民条約に、また、57年1月1日に難民議定書に加入し、この難民条約と難民議定書は、57年1月1日に我が国に対して効力が生じた。

倍となった。その内訳は、難民と認定した者 7 人、難民と認定しなかった者 2,002 人、申請を取り下げた者等 110 人であった（表 40）。

表 40 難民認定申請の処理数の推移

(人)

	平成 19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
処 理 数	544	918	1,848	1,455	2,119

なお、難民条約等に規定する難民の定義には該当せず、難民として認定されなかった者についても、例えば本国の状況等により帰国が困難である者又は日本で在留を認めるべき特別な事情がある等の特殊な事情がある者に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、平成 23 年は 248 人が在留を認められている（表 41）。

表 41 庇護数の推移

(人)

		昭和 53 年 平成 18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
難 民	認 定 難 民	410	41	57	30	39	21
	定 住 難 民	11,319				27	18
そ の 他 の 庇 護		434	88	360	501	363	248
合 計		12,163	129	417	531	429	287

(注 1) 「認定難民」とは、入管法の規定に基づき、難民条約上の難民として認定された者の数である。(難民不認定とされた者の中から異議申立ての結果認定された数を含む。)

(注 2) 「定住難民」とは、インドシナ難民（昭和 53 年 4 月 28 日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び昭和 55 年 6 月 17 日の閣議了解の 3 の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの）及び第三国定住難民（平成 20 年第三国定住難民（平成 20 年 12 月 16 日の閣議了解に基づき、タイで難民として一時的な庇護を受けていた者で、第三国への定住を希望するものとして受け入れた者）であり、昭和 53 年から平成 17 年まではインドシナ難民、平成 22 年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後、条約難民として認定された者（認定難民）もあり、合計欄では重複して計上されている。

(注 3) 「その他の庇護」とは、難民不認定とされた者のうち、入管法第 61 条の 2 の 2 第 2 項により在留特別許可を受けた者及び人道上の配慮を理由に在留が認められ在留資格変更許可等を受けた者の数である。

③ 仮滞在許可制度の運用状況

平成 23 年における仮滞在許可^(注 1)者は 71 人で、22 年に比べ 6 人増加した。

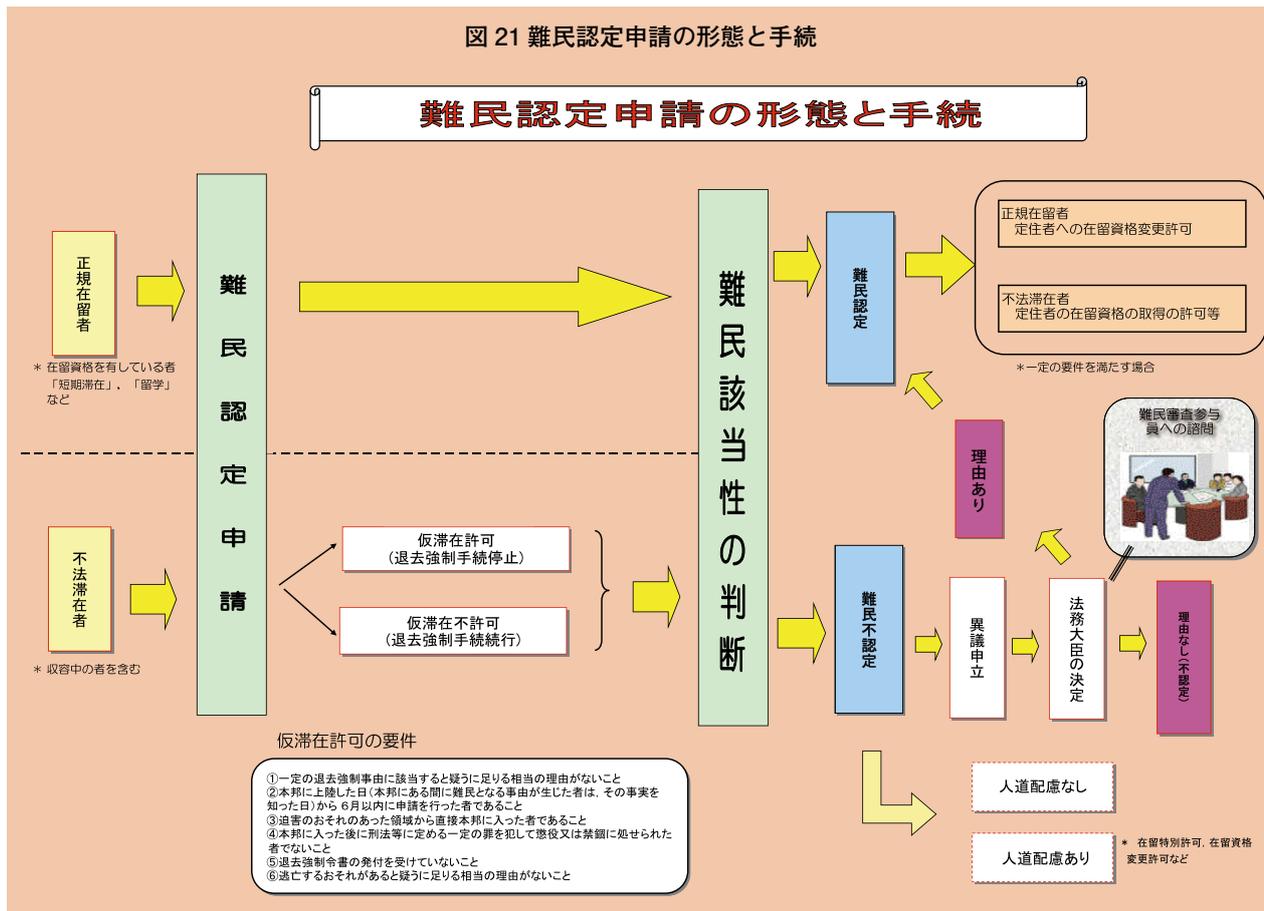
仮滞在の許可の可否を判断した人数は 689 人であるが、許可対象とならなかった者について、その主な理由は、

- 本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から 6 か月を経過した後に難民認定申請をしたこと…455 人
- 既に退去強制令書の発付を受けていたこと…337 人である^(注 2)。

(注 1) 「仮滞在許可」とは、不法滞在者である難民認定申請中の者の法的地位の安定化を速やかに図ることを目的として、これら不法滞在者を始めとする在留資格未取得外国人から難民認定申請があった場合、入管法第 61 条の 2 の 4 第 1 項に定める要件に該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可する制度である。

(注 2) 1 人の申請者について許可しなかった理由が複数ある場合は、そのすべてを計上している（図 21）。

図 21 難民認定申請の形態と手続



第 2 節 異議申立て

1 異議申立て

平成 23 年に難民の認定をしない処分等 (以下「難民不認定処分等」という。) に対する異議申立てを行った者は 1,719 人であり、22 年と比べ 860 人 (約 2.0 倍) 増加した (表 42)。

表 42 難民不認定処分等に対する異議申立数及び処理状況の推移

(人)

区分	年	昭和 57 ~ 平成 17 年	18	19	20	21	22	23	総数
難民不認定		2,773	389	446	791	1,703	1,336	2,002	9,440
異議申立て (異議申出)		1,862	340	362	429	1,156	859	1,719	6,727
決定等	理由あり	32	12	4	17	8	13	14	100
	理由なし	1,425	127	183	300	230	325	635	3,225
	取下げ等	295	33	34	34	70	113	231	810

※ 平成 17 年 5 月 16 日に施行された改正入管法により「異議申立て」手続が新設されたことから、同法施行以前になされた異議の申出は、施行後に「異議申立て」に読み替えられることになった。

2 異議申立ての処理

平成 23 年における異議申立ての処理は 880 人であり、22 年に比べ 429 人 (約 2.0 倍) 増加した。

その内訳は、異議申立てに理由があるとされた者 14 人 (前年 13 人)、異議申立てに理由がないとされた者 635 人 (前年 325 人)、異議申立てを取り下げた者等 231 人 (前年 113 人) であった (表 42)。

第3節 難民審査参与員制度の意義と運用状況

難民異議申立手続の公正性・中立性を図るべく、平成 17 年 5 月に難民審査参与員制度が発足し、法務大臣は、難民不認定処分等に係る異議申立てに対する決定に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かなければならないものとされた。

難民審査参与員は、人格が高潔であって、難民認定に係る異議申立てに関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者から任命することとされ、UNHCR、日本弁護士連合会、難民事業本部等からの推薦を受けて、法務大臣が任命している。

法務大臣は、異議申立てを受けたすべての案件について、難民審査参与員の意見を聴かなければならないとされており、これに先立ち、異議申立人等がその意見を述べる口頭意見陳述及び、難民調査官や難民審査参与員が異議申立人等に対して質問をする審尋が行われている。

平成 23 年における口頭意見陳述・審尋期日の開催回数は延べ 644 回である。

難民審査参与員は、口頭意見陳述・審尋期日の実施後、他の難民審査参与員と意見を交換した上、意見書を作成して法務大臣に提出する。

平成 23 年に難民審査参与員から意見書が提出された案件数は 651 件である。

なお、法務大臣において、難民審査参与員の意見（意見が分かれたものについては多数意見）と異なる処理をした例はない。

第4節 一時庇護のための上陸の許可

一時庇護のための上陸の許可は、船舶等に乗っている外国人が難民に該当する可能性があり、かつ、その者を一時的に上陸させるのが相当であると思料するときに、所定の手続に従い、入国審査官が与えるものである。

過去 5 年間（平成 19 年から 23 年まで）を見ると 149 件の申請があり、14 件許可している。

第4章 人身取引対策の推進及び外国人DV被害者の適切な保護

第1節 人身取引対策の推進

① 人身取引被害者の保護

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復が困難であるためであり、関係省庁は平成16年12月に策定された「人身取引対策行動計画」及び21年12月に策定された「人身取引対策行動計画2009」により対応しているところである。

入国管理局が平成23年に人身取引の被害者として保護（帰国支援を含む。）の手續を執った外国人は21人（前年29人）となっており、国籍別の内訳は、フィリピン13人（前年26人）、タイ8人（前年1人）、となっている。

被害者21人のうち、正規在留者は6人（前年23人）、不法残留等入管法違反となっていた者は15人（前年6人）であった。

なお、入管法違反となっていた被害者全員について、在留特別許可した（表43）。

被害者数は入国管理局が統計を取り始めた平成17年に115人保護した後大幅に減少し、ここ数年は20～30人前後で推移しているが、これは、人身取引対策行動計画の下、政府一体となって総合的・包括的な人身取引対策に取り組んでいることや、在留資格「興行」に係る上陸許可基準（省令）の見直しや厳格な上陸審査の実施などの人身取引の防止のための対策が一定の効果을上げていることによるものと考えられる（表44）。

表43 人身取引の被害者数（平成23年） (人)

国籍	内訳	人身取引の被害者		合計
		正規在留者	入管法違反者 (うち在留特別許可)	
フィリピン		4	9 (9)	13
タイ		2	6 (6)	8
総数		6	15 (15)	21

※ 正規在留6人の在留資格の内訳は、「日本人の配偶者等」3人、「短期滞在」3人となっている。
また、在留特別許可15人の違反形態は、不法入国1人、不法残留14人となっている。

表44 人身取引被害者数の推移 (人)

被害者数・内訳	年	平成17	20	21	22	23
人身取引被害者総数		115	28	20	29	21
正規在留者		68	11	9	23	6
入管法違反者 (うち在留特別許可)		47(47)	17(17)	11(11)	6(6)	15(15)

② 人身取引加害者の退去強制

平成23年に入国管理局が人身取引の加害者として退去強制した者^(注)は3人（前年4人）であり、国籍別の内訳は、中国（台湾）2人、タイ1人となっている。

なお、平成22年はタイ2人、中国（台湾）1人、インドネシア1人を退去強制している。

(注) 平成17年の入管法改正により、「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」が退去強制の対象（入管法第24条第4号ハ）となった。

第2節 外国人DV被害者の適切な保護

① 概要

配偶者からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、人身取引事案と同様、人道的観点から迅速・的確な対応を求められている。

入国管理局においては、DVが重大な人権侵害である等の観点から、DV被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする一方、DV被害のために別居を余儀なくされたり、提出資料が用意できない被害者からの在留期間の更新申請や、DV被害を要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格の変更申請については、原則としてこれを許可し、また、DV被害を原因として不法残留等の入管法違反となっている場合は、在留を特別に許可するなど適切に対応している。

また、平成20年1月に施行された、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法及び同法施行に合わせて作成された「配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を受け、同年7月には、被害者の一層の保護を促進するため、DV被害を受けている外国人を認知した場合の対応等を定めた措置要領を作成した上で、地方入国管理局に周知するとともに、事案を認知した際は速やかに報告するよう通知した。

② 外国人DV被害者の認知件数

入国管理局では、被害者の保護を旨とし、関係機関との連携を図りつつ、在留審査又は退去強制手続において、被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上的観点から適切に対応しているところ、平成23年中に、在留期間更新申請や退去強制手続の過程等において把握した外国人DV被害者は66人であった。

認知した被害者については、個々の事情を勘案し、そのほとんどの者について在留期間更新許可や在留特別許可等した（表45）。

表 45 DV被害者把握状況（平成23年）

（人）

国籍	認知状況	期間更新等	退去強制手続	相談のみ	合計
フィリピン		31	5	8	44
中国		6	0	0	6
タイ		2	1	0	3
韓国		2	0	0	2
ブラジル		1	1	0	2
インド		1	0	0	1
インドネシア		1	0	0	1
ガーナ		0	0	1	1
ベトナム		1	0	0	1
ペルー		0	0	1	1
ボリビア		1	0	0	1
ルーマニア		1	0	0	1
ロシア		1	0	0	1
英国（香港）		1	0	0	1
総数		49	7	10	66

※ 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

第 5 章 外国人登録の実施状況

第 1 節 新規登録及び登録の閉鎖

外国人登録は、外国人が我が国に入国し、あるいは我が国で出生した場合などの際に登録の申請（新規登録）をすることから始まり、その外国人の我が国からの出国、あるいは死亡等による登録原票^(注)の閉鎖によって終了する。

新規登録の総数は、平成 22 年は 25 万 4,577 件であったところ、23 年は 24 万 1,050 件で 1 万 3,527 件減少している。

平成 23 年の新規登録の事由別件数についてその構成比を見ると、入国によるものが 22 万 9,500 件で全体の 95.2% を占め、次いで出生 4.6%，日本国籍離脱・喪失 0.03% の順となっている（表 46）。

表 46 事由別新規登録及び登録閉鎖の状況

(件)

区分		年	平成 16	17	18	19	20	21	22	23
新規登録	総数		376,272	377,510	336,684	337,684	324,775	271,013	254,577	241,050
	入国		364,068	365,725	324,259	324,330	310,755	258,492	242,169	229,500
	出生		11,464	11,122	11,844	12,902	13,524	12,127	11,986	11,162
	日本国籍離脱・喪失		111	74	98	89	75	77	93	83
	その他		629	589	483	363	421	317	329	305
登録閉鎖	総数		317,334	302,685	312,655	263,495	262,999	305,575	296,289	296,749
	出国		292,474	279,919	290,352	240,680	241,936	282,083	274,271	276,368
	日本国籍取得		17,728	16,053	15,376	15,634	13,909	16,266	13,932	11,402
	死亡		5,742	6,039	5,938	6,168	6,115	6,188	6,686	6,541
	その他		1,390	674	989	1,013	1,039	1,038	1,400	2,438

登録原票閉鎖総数は、平成 22 年は 29 万 6,289 件であったところ、23 年は 29 万 6,749 件で、460 件増加している。

平成 23 年の登録原票の閉鎖件数について事由別構成比を見ると、出国によるものが 27 万 6,368 件で全体の 93.1% を占め、次いで、日本国籍取得によるもの 3.8%，死亡によるもの 2.2% の順となっている。

第 2 節 変更登録

登録原票に登録されている事項の中には、居住地、在留の資格、在留期間、職業など新規登録後の事情の変更等によって変わるものがあるので、登録原票や登録証明書の記載を事実と合致させるため、登録されている事項に変更が生じたときは、所定の期間内に変更登録申請を行うことを外国人に対し義務付けている。

また、市区町村又は都道府県の廃置分合、境界変更又は名称の変更により、登録原票の記載が事実と合わなくなったときは、市区町村の長が職権により変更登録することとなる。

変更登録総数は、平成 22 年は 222 万 6,733 件であったところ、23 年は 201 万 9,495 件で、20 万 7,238 件減少しており、居住地変更登録及び市区町村等の廃置分合等による変更登録の件数、居住地以外の変更登録申請件数のいずれも前年より減少している（表 47）。

(注) 登録原票とは、我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を記載した外登法上の原簿のこと。

表 47 変更登録の状況

(件)

年	区分	居住地	居住地以外	総数	年	区分	居住地	居住地以外	総数
昭和	35	174,637	100,834	275,471	14		411,268	1,208,054	1,619,322
	40	154,922	198,419	353,341	15		453,489	1,347,221	1,800,710
	45	148,578	266,792	415,370	16		480,309	1,426,824	1,907,133
	50	137,195	346,942	484,137	17		569,793	1,448,000	2,017,793
	55	164,026	374,366	538,392	18		566,549	1,612,858	2,179,407
	60	141,276	445,040	586,316	19		572,062	1,734,259	2,306,321
平成	2	216,713	883,814	1,100,527	20		519,887	1,750,955	2,270,842
	7	317,807	980,901	1,298,708	21		531,933	1,748,038	2,279,971
	12	388,279	1,175,414	1,563,693	22		505,150	1,721,583	2,226,733
	13	411,405	1,090,251	1,501,656	23		463,058	1,556,437	2,019,495

(注1) 平成7年度までは「年度」単位での集計、12年以降は暦年での集計となっている。

(注2) 「居住地」に係る変更登録件数には市町村等の廃置分合等による変更登録を含む。

第3節 登録証明書の切替（登録事項の確認）

新規登録後の登録の正確性を維持するため、登録している外国人は、一定期間ごとに市区町村長に対し登録原票の記載が事実合っているかどうかの「確認」の申請をすることが義務付けられており、当該市区町村長による所定の確認を受けると、登録証明書は切り替えられ、新しい登録証明書が交付される。

平成23年の登録確認（切替）申請件数は、26万9,451件に上っている（表48）。

表 48 登録確認の状況

(件)

年	区分	確認	年	区分	確認	年	区分	確認	年	区分	確認
昭和	40 ※	485,439	平成	2	337,760	15		213,549	20		230,384
	45	77,341		7	260,014	16		269,735	21		227,385
	50	117,087		12	290,095	17		230,220	22		229,529
	55 ※	422,568		13	220,069	18		200,793	23		269,451
	60 ※	338,522		14	215,815	19		274,369			

(注1) 「※」は、登録証明書の切替年度。

(注2) 平成7年度までは「年度」単位での集計、12年以降は暦年での集計となっている。

なお、登録の確認は、昭和55年の外登法の改正により、登録証明書を著しくき損し、又は汚損した場合の引替交付、紛失、盗難又は滅失により登録証明書を失った場合の再交付の手続の際にも行うこととされた。62年の同法改正においては、それまで5年ごとであった確認申請の期間を、原則として5回目の誕生日ごととし、平成11年の同法改正においては、当該外国人が永住者又は特別永住者であるときは7回目の誕生日とされた。